令和８年第３回取手市議会定例会会議録（第２号）【未校正】

開議及び閉議日時並びにその宣告者	開議	令和８年　９月　３日午前１０時　分	議　長	山野井　隆
	散会	令和８年　９月　３日午後　時　分	議　長	山野井　隆

出席及び欠席議員の氏名	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
出席　２１名 欠席　　０名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊡公務欠席を示す	1	長塚美雪	○	１３	欠員	
	2	本田和成	○	１４	落合信太郎	○
	3	岡口すみえ	○	１５	欠員	
	4	古谷貴子	○	１６	金澤克仁	○
	5	杉山尊宣	○	１７	欠員	
	6	佐野太一	○	１８	山野井隆	○
	7	海東一弘	○	１９	染谷和博	○
	8	根岸裕美子	○	２０	佐藤隆治	○
	9	久保田真澄	○	２１	入江洋一	○
	１０	鈴木三男	○	２２	赤羽直一	○
	１１	関川翔	○	２３	遠山智恵子	○
	１２	小堤修	○	２４	加増充子	○

職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名	事務局長	彦坂哲	事務局次長	蛯原康友

速報版・未校正

説明のため議場に出席した者の職氏名

市長	中村　修
教育長	石塚康英
副市長	伊藤　哲
副市長	黒澤伸行
総務部長	立野啓司
政策推進部長	渡来真一
財政部長	海老原輝夫
健康福祉部長	飯山貴与子
こども部長	香取美弥
まちづくり振興部長	森川和典
建設部長	原部英樹
都市整備部長	浅野和生
教育部長	飯竹永昌
消防長	岡田直紀
会計管理者	斉藤理昭
総務部次長	蛯原一雄
健康福祉部次長	関口勝己
都市整備部次長	稲葉克彦
総務課長	土谷靖孝
市民協働課長	田村牧子
政策推進課長	篠原慎吾
魅力とりで発信課長	数藤弘人
社会福祉課長	長塚逸人
管理課長	山田哲也
生涯学習課副参事	大久保誠曜
スポーツ振興課副参事	野口勝彦

速報版・未校正

令和８年第３回取手市議会定例会議事日程（第２号）

令和８年９月３日（木）午前１０時開議

日 程 第 １　市政に関する一般質問
①古谷　貴子　議員
②鈴木　三男　議員
③佐藤　隆治　議員
④杉山　尊宣　議員

速報版・未校正

会議に付した事件

日 程 第 1　市政に関する一般質問
①古谷　貴子　議員
②鈴木　三男　議員
③佐藤　隆治　議員
④杉山　尊宣　議員

速報版・未校正

議事の経過

午前 10 時　分開議

○議長（山野井　隆君）　ただいまの出席議員は 21 名で、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（山野井　隆君）　日程第１、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第１項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務について、ただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み１人 60 分以内です。また、１回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

まず、古谷貴子さん。

〔４番　古谷貴子君登壇〕

○４番（古谷貴子君）　おはようございます。公明党の古谷貴子です。通告に従い一般質問をさせていただきます。今回は、１つ目、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種拡大と助成拡大について、２つ目に、ピンクリボン運動の推進についてです。昨日、染谷議員から、65 歳になってワクチン接種が忙しいというお話もありました。しかしながら、肺炎球菌ワクチンは接種率が低い現状があります。そこで、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種拡大と助成拡大について質問をさせていただきます。高齢者肺炎球菌ワクチンは、2014 年より定期接種として実施されていました。経過措置として設けられていた 70 歳以上の方を対象とする接種は、2024 年３月で終了し、現在は接種日に満 65 歳の方と、心臓や腎臓・呼吸器など、一定の重い基礎疾患がある満 60 歳から 64 歳の方が定期接種の対象となっております。一方、肺炎は我が国における死因の第５位を占め、特に 70 歳以上の死亡率は高くなり、高齢者においては入院や要介護状態への移行、死亡に至るリスクが高いことも明らかになっています。しかし、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率は、全国的にも低く、多くの高齢者が未接種のまま取り残されているのが現状です。高齢者への接種機会を確保することは、高齢者肺炎の発症や重症化を防ぎ、また医療費、介護保険給付費の抑制にもつながります。加えて、新型コロナウイルス感染症流行時に見られたように、感染症の拡大期には肺炎患者が急増し、特に高齢者は重症化しやすい現状があります。そして医療体制が逼

速報版・未校正

迫します。平時から肺炎球菌感染症を予防しておくことは、感染症流行時や災害時における医療崩壊を防ぐ上でも極めて重要と考えます。

そこで、１つ目の質問です。本市における高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率と目標値について、お伺いいたします。

〔４番　古谷貴子君質問席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

健康福祉部長、飯山貴与子さん。

〔健康福祉部長　飯山貴与子君登壇〕

○健康福祉部長（飯山貴与子君）　おはようございます。古谷議員の御質問にお答えいたします。本市の令和７年度、高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種率は25.9％で、令和６年度の全国実施率は21.4％と示されております。高齢者肺炎球菌ワクチンは、主に個人の発病や重症化予防を目的とするＢ類疾病の接種とされております。感染拡大を防ぐ集団予防を目的とするＡ類疾病のように、強い接種勧奨や、全国一律の高い接種率を前提とした制度設計ではないため、国は一律の接種率の目標値を明確に示しておりません。本市といたしましては、高齢者の健康維持や疾病予防において、高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種は重要な予防接種であると捉えておりますので、対象となる高齢者の皆様に接種していただくことを目標とし、接種率の向上に努めてまいりたいと考えております。

〔健康福祉部長　飯山貴与子君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　古谷貴子さん。

○４番（古谷貴子君）　ありがとうございます。接種率が低い現状は分かりました。取手市の接種率が25.9％、実施率は全国実施率は21.4％にとどまっていることから、伸び悩んでいることが現状です。取手市として、その要因と対策について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君）　それでは、御答弁させていただきます。定期接種が伸びない背景といたしましては、ワクチンの有効性や、必要に関する認識不足、一部の高齢者における体調面の基礎疾患等による接種の躊躇、医療機会の不足が考えられ得ます。本市としても同様の課題があるものと認識しておりますので、感染症対策における、予防の位置づけの重要性を図るとともに、個別通知や、広報、ホームページ等で予防接種などの必要性を周知して参りたいと考えております。また高齢者が身近な医療機関で、予防接種を受けられますよう、取手市医師会、及び地域医療機関と調整しながら、予防接種の推進向上に努めてまいりたいと考えます。今後とも効果的な施策を講じながら、接種率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山野井　隆君）　古谷貴子さん。

○４番（古谷貴子君）　ありがとうございます。広報などにも、医療機関の一覧が掲載されております。１人でも多くの方が接種できますよう推進をよろしくお願いいたします。

２つ目に、次に制度のはざまにある高齢者に対しての市の対応をお聞きします。これまで定期接種の枠組みの中での肺炎球菌ワクチンの接種が進められてきました。令和６年度

から定期接種の対象年齢が65歳に限定されたことにより、枠組みの中で１度もワクチンを接種していない方も多くいらっしゃると思います。制度のはざまにある未接種の方々への対応を危惧しておりますが、今後の市としての対応をお伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君）　答弁させていただきます。議員ご指摘のとおり、令和６年４月以降は、定期接種の対象が65歳の方と、60歳から64歳で一定の重い基礎疾患がある方に限定されることになりましたので、経過措置の中で未接種の方につきましては、現状の定期接種の枠組みから外れる状況となっていることは、市としても認識しているところでございます。国は、新たな21価のワクチン接種を定期接種と用いる場合、現状の定期接種の枠組みから外れた方々への経過措置について、改めて議論するといたしていますので、市独自の救済措置につきまして現状では予定しておりませんが、引き続き国の動向を注視しながら、適宜対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　古谷貴子さん。

○４番（古谷貴子君）　ありがとうございます。昨日、たまたまこの質問の内容を整理していましたら、市民の方から御連絡を頂き――その方は72歳なんですけれども、今、インフルエンザも流行しているし、自分も高齢なので、この肺炎球菌ワクチンを受けたいんだけれども、どのようにして受けたらいいのか、また自己負担などは幾らぐらいになるのか、どの医療機関に行けばいいのかと――もう矢継ぎ早に聞かれたんですけれども。65歳以外の方で受ける場合の対応を、お聞きいたします。

○議長（山野井　隆君）　健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君）　それでは、お答えさせていただきます。65歳以上の方につきましては、任意接種というような形になりまして、市からの助成金のほうはない状況なんですが、自己負担していただければ、医療機関のほうで接種が可能と思われます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　古谷貴子さん。

○４番（古谷貴子君）　大変ありがとうございます。肺炎でお亡くなりになる方の97.8％――ほとんどの方が65歳以上の方であり、その中でも肺炎球菌が最も多い病原菌といわれています。ぜひ、接種拡大の周知をお願いいたします。

次に、接種拡大の推進に大切なのは、助成事業だと考えます。そこでお聞きします。本市における高齢者肺炎球菌ワクチンの助成事業の現状について、お伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君）　お答えさせていただきます。取手市では、平成25年４月１日より、高齢者肺炎球菌ワクチンを、任意接種として助成を開始し、平成26年10月１日から定期接種となり、令和６年度からは経過措置が終了となったため、65歳の方のみが対象となっております。また、令和８年４月より対象ワクチンの変更が予定されていたため、令和８年２月に65歳で未接種の方、945名の方々に対してはがきを送付し、ワクチンの変更の周知とともに接種勧奨を行っております。引き続き、感染症対策における予防の位置づけの重要性を図るため、今後も個別通知や広報・ホームページ等で肺炎予

速記版・未校正

防の必要などを周知し、予防接種の推進向上に努めてまいりたいと考えております。なお、令和８年３月31日までは、助成額を１回当たり2,000円としておりましたが、20価ワクチンへの変更に伴いまして、令和８年４月より、2,000円引き上げ、１回当たり4,000円に拡充し、対象者の経済的な負担の軽減を図っておるところでございます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　古谷貴子さん。

○４番（古谷貴子君）　ありがとうございます。高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率をさらに向上させるために、助成制度の拡大が必要と考えます。高齢者を守ることが、感染症対策、防災、減災の観点からもとても大切な事業ではないかと思います。助成制度拡大について市の見解をお伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君）　お答えさせていただきます。高齢者肺炎給付金結合型ワクチンの助成につきましては、本市では国の試算をもとに、Ｂ類定期予防接種の地方交付税措置が適用される、３割程度、公費負担の基準として、採用しております。現行では、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種において、接種費用の約３割を助成額と設定しており、他のＢ類予防接種との公平性を保つため、この基準を基本としております。助成額の拡大について、他のＢ類予防接種への影響や、予防接種事業の持続可能性を考慮する必要があり、市全体の予防接種制度のバランスを崩さないことが重要であると考えております。また、市民の健康維持や疾病予防を推進する観点から、接種率の動向や、市民の意見、国や他自治体の状況を引き続き注視しながら、適切な見直しを行う方針でございます。したがいまして現状では、公費負担を３割に設定する基準を維持しつつも、今後の状況に応じまして、柔軟な対応を検討し、公平性や持続可能性を確保しながら、接種率の向上に努めてまいりたいと考えます。

○議長（山野井　隆君）　古谷貴子さん。

○４番（古谷貴子君）　詳細なご答弁、大変ありがとうございました。高齢者のみならず、市民全体の健康を守るため、今後もワクチン接種の拡大と推進をよろしくお願いいたします。以上でこの質問を終わります。

○議長（山野井　隆君）　質問を続けてください。

○４番（古谷貴子君）　引き続き、よろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。次はピンクリボン運動の推進についてです。今回ピンクリボンの推進の質問をさせていただくに当たり、私も意識を持ってこのピンクリボンのブローチを一つ購入いたしました。アマゾンで680円でした。

〔笑う者あり〕

○４番（古谷貴子君）　10月は世界中でピンクリボン月間とされ、乳がんに関する正しい知識の普及と、乳がん検診の早期受診の促進を目的とした啓発キャンペーン月間となっております。乳がんで苦しむ人を１人でも減らしたいとの思いから、1980年代にアメリカでピンクリボン運動が始まり、2,000年頃から日本でも、ピンクリボン推進月間が様々な形で取り組まれるようになってまいりました。乳がんは女性にとって最も身近ながんの１つで、９人に１人が罹患すると言われております。しかし、早期発見できれば、90％以

速記録の一部修正

上が感知し、回復の見込みが高い病気でもあります。早期発見のためには、検診が不可欠です。

そこで１つ目の質問です。乳がん検診の現状と検診率の把握についてです。本市において、ピンクリボン運動をどのように捉え、現在どのような取組を行っているかお伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

健康福祉部部長、飯山貴与子さん。

○健康福祉部長（飯山貴与子君）　お答えいたします。本市では、ピンクリボン運動を乳がんの早期発見・早期治療を促進する重要な啓発活動と捉えております。議員おっしゃったとおり、乳がんは日本女性の９人に１人が罹患する疾患であり、早期発見により10年後の相対生存率が90％以上とされていることから、検診の普及啓発に力を入れる必要があると認識しております。そのため、本市では20代から40代の働き盛りの女性を重点対象として、通知等による受診勧奨、乳房触診モデルを活用した体験型学習や、啓発ＤＶＤを用いた活動を実施しております。今後も市民が安心して検診を受けられる環境づくりを進めるとともに、地域全体で健康意識を高めるピンクリボン運動を推進してまいります。また、早期発見を促進するため、自分の乳房を意識する生活習慣、「ブレスト・アウェアネス」の推進や、定期的な啓発活動を継続し、市民が乳がんに関する正しい知識を持ち、自らの健康に関心を持つことができるよう努めてまいります。

○議長（山野井　隆君）　古谷貴子さん。

○４番（古谷貴子君）　ありがとうございます。今の御答弁の中に、「ブレスト・アウェアネス」の推進とありました。聞きなれない言葉なんですが、どのような意味があるのでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君）　お答えさせていただきます。本市では、乳がん検診の早期発見・早期治療を促進するための重要な取組として、「ブレスト・アウェアネス」の普及啓発を進めておるところでございます。この内容は、乳房の健康について意識を高め、日常的に自分自身の乳房の状態を観察し、異常の早期発見につなげるための考え方となっております。この取組は、乳がんの早期発見を目的としており、市民一人一人が自らの健康に関心を持ち、行動を起こすことを促進するものでございます。このような考え方を具体化するために、厚生労働省が示した「がん予防重症健康教育【「がん予防重症健康教育」を「がん予防重点健康教育」に発言訂正】及びがん検診実施のための指針」に基づき、本市では乳房セルフチェックの代わりに、日常生活の中で乳房の変化に気づく方法を広めております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　古谷貴子さん。

○４番（古谷貴子君）　ありがとうございます。自分で自分の体をきちんと意識をしていく、日頃から自分で気をつけていくことが大切だというふうに受け止めました。様々な取組をされているようですが、本市における乳がん検診の受診率は、どの程度なのでしょうか。また、受診向上に向けた課題として、どのような点が挙げられ、さらにその課題解決

に向けた取組について、お伺いいたします。
○議長（山野井　隆君）　健康福祉部長、関口勝己君。
○健康福祉部次長（関口勝己君）　御答弁させていただきます。先ほどの答弁の中で、私、厚生労働省が示した「がん予防重症健康教育」と発言しましたが、正しくは「がん予防重点健康教育」の誤りです。訂正のほう、よろしくお願いします。
○議長（山野井　隆君）　訂正を認めます。
○健康福祉部次長（関口勝己君）　それでは、まず、本市における乳がん検診率の受診率について申し上げます。令和６年度は15.7％で、茨城県内第29位、令和７年度は17.3％で、茨城県内28位と、受診率は伸びております。受診率が伸びた要因といたしましては、令和６年度より、民間企業と委託連携した、30歳以上の未受診者の方に対しまして、はがきや電話による受診勧奨を強化し、積極的に実施したことによる成果だと捉えております。一方で、若年層の受診率は低い傾向にあるため、受診率の向上が課題と認識しているところでございます。若年層の受診率が低い背景といたしましては、乳がん検診の必要性や重要性についての理解が十分に広がっていないこと。検診に対する心理的な負担や経済的な負担、さらには日程や場所が限られているために、受診しづらい環境などが考えられます。これらの課題解決に向けまして、母子モアプリやＳＮＳ等を活用しました啓発活動のアップデート、検診日を土・日曜日に設け、受診しやすい環境の整備、子宮頸がん検診とセットで受診できる利便性の向上、さらに無料クーポン券による経済的な支援により、20代から40歳代の働き盛りの女性が、安心して研修を受けられるよう、受診環境の向上に努めたいと考えております。加えて、「ブレスト・アウェアネス」の推進にも注力し、日頃から乳房の健康状態を意識し、変化に気づけるような習慣づくりを支援していきたいと思います。本市といたしましては、これらの取組を通じまして、乳がんの早期発見・早期治療を促進し、市民の皆様の健康維持に努めてまいりたいと考えます。以上です。
○議長（山野井　隆君）　古谷貴子さん。
○４番（古谷貴子君）　早期の検診、よろしくお願いします。痛みを伴わないＭＲＩの検診なども、今自治体で取り入れているところもあるようですので、その辺も検討頂ければと思います。
　次に、乳がん検診の啓発と環境整備についてお伺いいたします。まず、啓発運動と環境整備の具体的な取組をお伺いいたします。
○議長（山野井　隆君）　保健センター副参事、渡辺良江さん。
○保健センター副参事（渡辺良江君）　お答えいたします。本市では、乳がん検診の啓発について、広報紙や市のウエブサイト、母子モアプリなど、ＳＮＳを活用とした情報発信に加えて、体験型学習や啓発ＤＶＤを活用しながら、乳がん検診の継続受診の重要性を啓発しております。また、働き盛りの女性が受診しやすいよう、土日の開催や、乳がん検診と子宮がん検診を同時に受診できる仕組みを、集団検診で導入するなど、多様な取組を行っております。特に受診率の向上に向けては、30歳以上の未受診者へのはがきや電話による積極的なアプローチを行うとともに、ターゲット層を絞った施策として、20から49歳の女性に対し、重点的な受診勧奨を実施しております。

次に、検診環境の整備につきましては、ウェブ予約システムを導入し、24時間いつでも予約可能な体制を整えることで、市民がより気軽に検診を受けられる環境を整備しております。これにより、受診申込み件数の増加が見られており、一定の効果が確認されております。引き続き、若年層への啓発を強化し、検診の重要性をよりよい――より広く認識していただくことができるよう、さらなる啓発活動や環境整備を進めてまいります。以上です。

○議長（山野井　隆君）　古谷貴子さん。

○４番（古谷貴子君）　今ご答弁にもありましたように、働く女性も多く、仕事を優先し、なかなか自分の体と向き合えない、また、子育て世代においては、忙しい日常生活の中で、健診を受ける時間の確保が難しい場合も多いと思われますが、そういった子育て世代、また、フルタイムで働く女性が検診を受けやすい環境を整備するため、具体的な取組があればお聞かせください。

○議長（山野井　隆君）　保健センター副参事、渡辺良江さん。

○保健センター副参事（渡辺良江君）　お答えします。本市では、子育て世帯が健康診査やがん検診を受けやすい環境を整備するために、休日に健診日を設けたり、お子さんを連れて受診がしやすいよう、託児サービスつきの健診会場も設置しております。この託児サービスは、健診会場の別室でお子様を一時的にお預かりできるスペースを設け、専任のスタッフを配置することで、保護者が安心して健診を受けられる環境を提供するものです。加えて、オンラインを活用と――した予約システムの導入や、検診実施会場の分散化により、住民の利便性を高める取組も進めております。これにより、移動時間や負担を軽減し、より多くの方に受診していただける環境を整えることを目指しております。今後も、市民の皆さん――皆様からいただいた御意見も参考にしながら、子育て世帯が健康診断を受けやすい環境の整備を引き続き進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　古谷貴子さん。

○４番（古谷貴子君）　託児サービスの検診会場や、それからオンラインの活用した予約など、本当に検診を受ける側からしますと、現代社会にマッチした、本当にありがたい取組だと感じます。ぜひ、さらなる周知、ＰＲをよろしくお願いいたします。

最後の質問になります。乳がん検診についてお聞きいたしましたが、乳がん検診の啓発の一環として、特に若い世代への健康づくりに関するアプローチや支援についてお伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　保健センター副参事、渡部良江さん。

○保健センター副参事（渡辺良江君）　お答えいたします。保健センターでは、市民の健康づくりを支援するため、各年齢層に応じた健康診査や特定健診を実施し、生活習慣病の予防や、早期発見を推進しています。また、個別の健康相談や栄養指導を通じて、市民の一人一人の健康課題に対応した具体的なアドバイスや支援を行っております。さらに、集団向けの健康教育や講演会を企画し、生活習慣の改善や健康意識の向上を図るための、情報提供を行っております。これらに加えて、食生活改善を推進するため、取手市食生活改善推進員との連携を通じた妊娠期からの健康づくりの啓発活動も進めております。また、

速報版・未校正

妊産婦や乳幼児を対象とした健康相談や健診、育児支援プログラムを実施し、特に女性や子どもの健康づくりに重点を置いた支援を行っております。保健センターとしては、こうした取組を通じて、市民が健康に関心を持ち、自ら積極的に健康づくりに取り組める環境を、整えることを目指しております。今後も、ライフステージに応じた健康づくりを支援し、市民の皆様が健康で充実した生活を送れるよう、引き続き努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　古谷貴子さん。

○４番（古谷貴子君）　子どもから若い世代、子育て世代から高齢者とそれぞれのニーズに合わせた健康促進、健康推進の取組、本当にありがとうございます。そしてこれからもよろしくお願いいたします。これで私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（山野井　隆君）　以上で古谷貴子さんの質問を終わります。

続いて、鈴木三男君。

〔10 番　鈴木三男君登壇〕

○10 番（鈴木三男君）　皆さん、おはようございます。創和会の鈴木三男です。通告に従い一般質問します。今回は、ふるさと取手応援寄附金と、稲築堤工事についての２つを取り上げさせていただきます。

まず、ふるさと取手応援寄附金についてです。総務省によると、ふるさと納税制度による 2025 年度の寄附総額は１兆 3,314 億円と、過去最高を更新、寄附件数も 5,963 万件で過去最高を更新したとの新聞報道がありました。食品や日用品など、物価高を背景に、節約志向が高まり、返礼品として米やトイレットペーパーなどを目当てにした利用が一段と広がったと見られております。また、寄附で居住自治体の住民税の軽減される利用者は、前年度比で約 70 万人増の 1,151 万人だったとのことです。ふるさと納税制度は、平成 20 年に創設されて 20 年近く経過しますが、全国的にも年々増加傾向にあります。そこで、本市でのふるさと納税制度は、どのような状況かは市のホームページで、ふるさと納税の寄附金収入や歳出、税額控除などの数字が公表されております。このデータを基に質問をしていきたいと思います。

資料を使いますので、場所を移動いたします。

〔10 番　鈴木三男君質問席に移動し、資料を示す〕

○10 番（鈴木三男君）　これは、ふるさと納税の影響額イメージです。向かって左の、寄附金収入、そこから返礼品費用を引いた差引き歳入増が計算され、さらに市税の税額控除を引いて、差引き影響額が求められるわけですけども――この場合はプラスになっております。このように影響額を算出するイメージなんですけども。令和２年度から令和７年度までの、過去６年間のふるさと納税による影響額の推移は、この表のとおりです。令和２年度までは、その影響額がマイナスでしたが、令和３年度からはプラスに転じ、年々増加傾向にありますが、これまでの経緯について、お尋ねしたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

財政部長、海老原輝夫君。

〔財政部長　海老原輝夫君登壇〕

○財政部長（海老原輝夫君）　鈴木議員の御質問に答弁させていただきます。これまでの経緯についてですが、取手市におきましては平成20年度に、ふるさと取手応援寄附条例を制定し、寄附の受入れを開始いたしました。その後、平成28年度にポータルサイトを活用した寄附募集を開始いたしまして、令和３年度には、ふるさと納税推進室を設置し、複数のポータルサイトでの寄附受付を開始いたしております。中村市長の就任後も、市の重点事業の一つとして位置づけまして、様々な取組を推進してきたことで、令和７年度では、市長就任前の令和４年度、10.8億円であった寄附金収入を、約２倍となる19.9億円まで引き上げることができました。市民税控除額を差し引いた影響額につきましても、令和２年度までマイナスだったものが、令和３年度以降はプラスに転じ、継続してプラスで推移してきている状況となっております。このようなことから、ふるさと納税により、市の財政にもよい影響が生じているものと捉えております。

〔財政部長　海老原輝夫君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君）　ありがとうございます。中村市長就任前から比べますと、約２倍の寄附金収入となっていること、また市の財政にもよい影響が生じているとの答弁でしたが。確かに、令和２年度まではマイナスであった影響額が、令和３年度からプラスに転じ、毎年、数億円単位で財源が生まれているのは、評価できると思います。ただ、直近、令和６年から令和７年にかけては、寄附金収入は、ほぼ横ばいとなっております。これについての所見をお伺いします。

○議長（山野井　隆君）　財政部長、海老原輝夫君。

○財政部長（海老原輝夫君）　お答えいたします。ふるさと納税の実績額についてですが、令和６年度の19.4億円から、令和７年度では19.9億円となり、前年度比で約１％の増となっております。増となった要因といたしましては、引き続き、返礼品や事業者の拡充、広告の活用に取り組んだことや、現地決済型ふるさと納税の導入を進めてまいったことなどによりまして、一定の効果を得ることができたものと捉えております。

一方で、昨今の物価高騰などによりまして、令和７年度においては全国的にふるさと納税を行う方の傾向が、生活必需品のほうに流れたといわれております。当市の主力返礼品である酒類などの嗜好品につきましても、この影響を受け相対的に需要が低下したことから、結果として大きく寄附金収入を伸ばすまでには至らなかったというふうに捉えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君）　ありがとうございます。今、部長の答弁からも分かるんですけども、昨今の物価高騰が、やっぱりふるさと納税にも影響を与えているということは、マスコミ等でも報道されておりました。物価高に伴い、米とかトイレットペーパーなどの生活必需品の返礼品への影響が――影響しているものと思われます。

次に、本市の令和５年度の返礼品詳細によると、アルコール類が92％、麺類が５％増、菓子類が0.6％となっていて、圧倒的にアルコール類が多いわけですけども、本市ではホームページを通じて返礼品提供事業者を募集しておりますが、最近の新たな返礼品として

は、どんな状況なのか御答弁を求めます。
○議長（山野井　隆君）　財政課長、谷池公治君。
○財政課長（谷池公治君）　お答えさせていただきます。件数ベースでの比率を申し上げますと、ビール等のアルコール類は、令和６年度は92％、令和７年度は90％となっており、引き続き大多数を占めている状況となっております。ただ一方では、寄附額総額が増加する中で、少しずつではありますが比率は低下傾向にございます。これは返礼品の拡充に努めてきたことや、令和７年度においては、米の取扱いに特に力を入れて取り組んだことなど、こういったことによりまして、ある程度は多様化が進んできているためというふうに考えております。令和７年度におきましては、ペット用品や電動デスク、衣料品などを新たにラインナップに加えて急募集を進めてまいりました。
　今年度に入りましてからも、県境をまたぐ共通返礼品として、メディアでも取上げていただきました、我孫子市側から見る取手利根川大花火の観覧席、こういったものをはじめ、様々な返礼品を追加しております。今後も、寄附先として選んで頂けるように、返礼品事業者と返礼品の開拓に力を入れて、ラインナップの拡充や話題づくりに取り組んでいきたいと考えております。以上です。
○議長（山野井　隆君）　鈴木三男君。
○10番（鈴木三男君）　様々な返礼品を幅広く提供していくことも、また、主力の返礼品を強く押していくことも同様に重要と思います。引き続き頑張っていっていただきたいと思っております。返礼品以外にポータルサイトの拡充に取り組んでいるという答弁が以前ありました。今の取組状況についてお尋ねいたします。
○議長（山野井　隆君）　財政課長、谷池公治君。
○財政課長（谷池公治君）　お答えさせていただきます。ポータルサイトは、令和２年度までは１つのみでしたが、令和３年度に大手のサイトを３つ追加をいたしました。その後も年々拡充を続け、現在では13社と契約をしております。契約先は13社となりますが、１社と契約することで、関係する複数のサイトに同じ情報が掲載されるというケースもございますので、取手市の情報が掲載されているサイト数としては、現在20サイトというふうになっております。以上です。
○議長（山野井　隆君）　鈴木三男君。
○10番（鈴木三男君）　ありがとうございます。数多くのポータルサイトと契約しているわけですけども、報道などでは、少数のサイトがシェアの大部分を占めている状況にあるとされています。取手市での状況は、どのようになっているのかをお尋ねいたします。
○議長（山野井　隆君）　財政課長、谷池公治君。
○財政課長（谷池公治君）　お答えさせていただきます。大手のサイトがシェアの大部分を占める状況にあるというのは御指摘のとおりでございます。当市におきましても、さとふる、楽天ふるさと納税、ふるさとチョイス、ふるナビという、４つの大手のサイトがおおむね８割程度を占めており、残りの16サイトを合わせても２割程度という状況になっております。以上です。
○議長（山野井　隆君）　鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君）　そうなると、あまりサイトを増やしても効果は期待できず、非効率なのではないかとも感じます。最初のスライドでも見たように、経費をかければその分、本市に残る財源が減ることになります。サイトを増やすことのメリットは何なのか、またデメリットはないのかをお尋ねいたします。

○議長（山野井　隆君）　財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君）　お答えさせていただきます。御指摘のとおり、寄附金額の増加に対する効果というふうに捉えると、確かに限定的ではあるかなというふうに捉えております。しかし、各サイトの運営母体は、例えば交通事業者であったり、金融事業者であったり、携帯電話事業者など、様々ございます。それぞれの母体が、それぞれの顧客情報を抱えておりますので、多くのサイトに情報を掲載することで、様々な属性の対象者への訴求が可能になるということがあるかなと。そういった面では、メリットがあるというふうに捉えております。

一方で、ポータルサイトへの支払いは、寄附額に対する一定割合で発生するため、掲載サイトを増やすことによって、固定的なコストが発生するというものではございません。また、こういったポータルサイトは、掲載期間に比例して露出が拡大し、寄附が集まりやすくなるという傾向もあるということから、サイトを増やすことには一定のメリットがあるものかというふうに考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君）　ありがとうございます。サイトを増やしても固定費が発生しないのであれば、コスト面でのデメリットはないのかなと考えますので、そこは安心しました。とはいえ、寄附を集めるには多額の経費がかかることになります。新聞やニュースでも、ポータルサイトへの委託費が高額であるとの報道がなされております。全国平均でも、寄附総額の 11％を超える手数料が占めて、財源を圧迫しているのが現状です。総務省も、事業者に対して手数料引下げを要請しておりますが、取手市の状況と対応について、お尋ねいたします。

○議長（山野井　隆君）　財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君）　お答えさせていただきます。ポータルサイトによって料率は異なりますが、当市の寄附総額に占めるポータルサイトへの委託料の総額の割合を算出しますと 12.5％となっており、当市にとっても大きな負担というふうになっております。市としましても、各サイトには折に触れて、料金見直しの申入れを行っているところではございます。ただ、望む形での検討は頂けていないというのが現状でございます。各社とも、自治体に対して一律の料金を採用しているため、単独での協議には難しい状況にあるかなというふうに捉えております。先ほど議員からもありましたとおり、国が、見直しを各ポータルサイトに要請しているということもございますので、そちらに期待をしてるところです。以上です。

○議長（山野井　隆君）　鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君）　ありがとうございます。募集経費については全国的な課題でもあり、本市だけで解決できない部分もあると思います。引き続き、状況を注視し、できる

だけ多くの財源が取手市に残るよう、心がけてほしいと思います。

次に、市民税控除額についても、お伺いしたいと思います。先ほどの、ふるさと納税による影響額の推移の下から２行目、市民税控除額が記載されていると思いますけども。この市民――取手市民が他自治体に寄附したことで生じる控除額も、年々、増加傾向にあります。この令和７年度で言いますと、３億円を超えているわけです。この影響と見通しについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君）　お答えさせていただきます。税額控除額については、増加率は鈍化の傾向にあるものの、ここ数年、２割から１割程度ずつ増加してきております。こちらは全国的な傾向とも一致しているというふうに捉えております。市民の皆様が、ふるさと納税の制度を活用することは、もちろん、市民の皆さんの個人の自由ではあるのですが、市といたしましては、今回、議員に取り上げていただいた、市のホームページなどを使いまして、市の財政に及ぼす影響についても、市民の皆様に周知を図っているというところでございます。市が、ふるさと納税を推進するかどうかに関わらず、こういった形で市税からの控除が発生しますので、市といたしましては、財政運営上マイナスの影響が及ぶことのないように、取り組んでいくしかないものというふうに捉えております。最初に部長からもご答弁申し上げましたとおり、近年の影響額はプラスで推移してきておりますので、引き続き、このプラス幅をもっと増やしていけるように、取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君）　税額控除が発生するのは、これはやむを得ないところもあると思います。最近ですけども、報道で、東京・神奈川・大阪など大都市では、この税額控除によって大きなマイナスが生じているという報道もありました。取手市がそういった状況にならないように、引き続き取り組んでほしいと思います。

ところで、この税額控除は、当然のことながら、市税の減要因であります。表では明示されておりませんが、交付税への影響について、お尋ねしたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　財政部長、海老原輝夫君。

○財政部長（海老原輝夫君）　お答えいたします。市税のほうの 75％が普通交付税の基準財政収入額に算入されるという形になりますので、交付団体である取手市におきましては、ふるさと納税により市税が減収する額のうち、75％相当は交付税が増となる影響を受ける仕組みとなっております。ただ、この市税の減につきましては、交付税全体の算定の中の一要因に過ぎず、影響額が明示的に算出されたり、明確に減収分として措置されたりするものではないため、先ほど課長が申し上げた影響額の説明からは除外をしております。いずれにいたしましても、税と交付税の関係では、自主財源である市税が減となり、依存財源である交付税が、その一部を補てんするという形になります。現在、取手市においては、市民税の控除を上回る御寄附を頂いておりますので、自主財源である寄附金の増により、結果として、歳入全体では自主財源が増えることとなります。自主財源の確保という点でも、ふるさと納税は大きな効果があるものと捉えておりますので、引き続き力を入れ

て、ふるさと納税の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山野井　隆君）　鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君）　ありがとうございます。寄附者の住所地の地方団体ということで、住民税減少が普通交付税への影響をあらわした表なんですけども、先ほど部長から答弁があったように、寄附に伴う税額控除の 75％が、基準財政収入額が減少しますので、本市のように交付税の交付団体では、普通交付税で補てんされる仕組みになっております。この表では、市民税控除額２億円に対して、75％の 1.5 億円が普通交付税で補てんされます。残りの 25％の 0.5 億円は、当該自治体の収入減となります。いずれにしても市民税控除額の 25％は、本市の負担になるわけです。その影響を少なくするためには、ふるさと納税寄附金を増やしていく必要があるかと思います。引き続き、中村市長のリーダーシップの下、ふるさと取手応援寄附金の拡充を図り、財源確保に取り組んでいただくことを期待して、この質問を終わります。ありがとうございました。

続いて、稲築堤工事についてお尋ねします。令和３年度にキヤノンの裏の堤防から 450 メートル上流に向かって、堤防のかさ上げ工事が行われました。その後、工事の見通しがつかないため、令和７年第１回定例会の一般質問で取上げ、同年７月には、中村市長と黒澤副市長が国土交通省と財務省を訪れ、稲戸井調節地の整備等、田中調節地の越流庭移設推進、伊奈地区の堤防を早期に整備するよう要請していただきました。改めて中村市長、黒澤副市長に御礼申し上げます。ありがとうございました。こうした要請のかいもあって、今回の工事につながったかと思います。今回の工事は、堤防として最も脆弱な古渡排水機場近辺の堤防かさ上げ工事と伺っています。堤防に隣接する地域住民にとって、洪水被害を防止して、安全安心な生活をする上で極めて重要な工事です。――これは江戸川学園バス停付近の堤防から上流を映しています。左側の白い建物が古渡排水機場になります。この近辺が一番低い堤防です。そこで、今回の稲築堤工事の概要についてお尋ねいたします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

市長、中村　修君。

〔市長　中村　修君登壇〕

○市長（中村　修君）　鈴木議員の質問に御答弁いたします。議員から説明にもありましたとおり、西地区や稲地区にお住まいの方々にとって、この利根側の堤防のかさ上げと強化整備というものは念願でありました。そして今年度、工事が実施されることになったことを大変私もうれしく思っているところでございます。取手市としましても、利根川の治水対策というのは、西地区や稲地区のみならず、取手市全体の課題と捉えております。この課題を克服するために、これまで国土交通省など、要望――事業要望を重ねてきた成果として、事業の実施につながったのではないかと考えているところでございます。今、議員からも御説明もありましたけども、私自身も、昨年７月に国土交通大臣政務官、そして財務大臣、関係所管局に直接、早期整備完了に向けた事業の推進を強く要望してきたところであります。市民の皆様の一日でも早い不安の払拭と、地元の皆様の熱い思いを伝えてきたところでもございます。この築堤の整備は、工事完了までに複数年かかると思われますけども、引き続き国に対し早期整備完了を要望してまいるところでございます。来年は、

カスリーン台風による水害から80年になります。国土交通省では、カスリーン台風の悲劇を二度と繰り返さないよう、令和の大改修と銘打って、ダム等の上流域対策と河川事業で、利根川を気候変動に負けない河川にする大改修に取り組んでいるとこでございます。稲地区の築堤整備工事や稲戸井調節池の整備などが進められているところでございます。利根川水系流域自治体である取手市におきましても、この取組に賛同しながら、令和の大改修をしっかりと後押ししていきたいと考えているところでございます。河川事業の促進については、取手市だけで進めていくことはできませんので、引き続き、河川流域の自治体と力を合わせて、そして国をはじめ関係機関に対し、河川事業の促進を継続して要望等を行い、国と一緒に流域治水に取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。工事概要につきましては、担当から説明をさせていただきます。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

建設部長、原部英樹君。

〔建設部長　原部英樹君登壇〕

○建設部長（原部英樹君）　市長の補足答弁をさせていただきます。工事の概要ですが、今年度予定されている稲築堤工事につきましては、工事名、「Ｒ８利根側左岸稲築堤ほか関連整備工事」で、江戸川学園バス停付近の堤内下流側から上流方向に施工し、古戸排水樋管までの手前まで、延長約120メートルを工事区間と予定しております。現在の堤防の天端高より平均で約1.8メートル高くなりまして、それに合わせて堤防の幅も広がり、堤防が強化されることとなります。工事期間につきましては、10月中旬頃から翌年３月下旬までを予定しているところでございます。工事の実施に当たりましては、先月８月31日に、地元自治会の御協力をいただきまして、取手中央タウン集会所におきまして、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所が工事説明会を開催し、工事の目的や工事概要、工事スケジュールなどを説明させていただいたところでございます。当市排水対策課の職員も同席をさせていただきました。当市としましても、引き続き利根川上流河川事務所と連携し、情報共有を行いながら、必要な協力をさせていただき、工事が順調に進むように努めてまいりたいと考えております。

〔建設部長　原部英樹君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君）　市長そして建設部長の御答弁、ありがとうございました。今まで未着工だった古戸排水樋管の手前まで、工事施工延長120メートル、現在の堤防の天端高よりも、平均で1.8メートル高くなり、堤防の幅も広がって、強化されてるということは理解できました。答弁の中でも、先月８月31日に地元住民への説明会が開催されたとの報告がありましたが、私も出席しましたが、地元住民、約120名の方が集まりました。それだけ、この工事に対する関心の強さが表われいるのかなというふうに、つくづく思いました。

〔10番　鈴木三男君資料を示す〕

○10番（鈴木三男君）　これが今、部長のほうで説明いただいた、堤防工事箇所になるのかなと思います。

次に、今回の工事のかさ上げに使用する盛土――土ですね。これはどこから運搬するのか、また運搬に伴い、住民の生活道路である市道への影響はないのか、お尋ねさせていただきます。

○議長（山野井　隆君）　排水対策課長、鈴木哲也君。

○排水対策課長（鈴木哲也君）　お答えします。盛土の搬入に関して御説明させていただきます。稲築堤整備工事の盛土に使用する土は、国土交通省が発注します稲戸井調節地整備工事の掘削で発生した土を使用する計画となっております。この盛土に使用する土の搬入路につきましては、安全面や生活環境に配慮して、施工地区の近隣住宅地内の生活道路は使用せずに、堤内の仮設道路――堤内に【「堤内に」を「堤外地を利用して」に発言訂正】仮設道路を設けまして、築堤整備の工事区域に搬入する計画となっていることを、国土交通省から説明を受けて確認しておるところでございます。したがいまして、今回の築堤整備工事で土を積んだ大型トラックが、取手市道を頻繁に行き来する状態はないと考えております。また、搬入路の変更が生じる場合には、国土交通省と内容について協議を行い、地域の安全を優先したルートとなるように検討した上で、その結果を市民の皆様にお知らせしたいと考えております。

○議長（山野井　隆君）　鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君）　ありがとうございます。今の御答弁では、稲戸井調節池整備工事の掘削で発生した土を、利根側の堤内に仮設道路を設けて搬入するという計画ということなんで、この辺については、市民が一番関心もあるところだったんですけども、近隣住宅地内の市道である生活道路を使用されると、やっぱり近隣住民の安全面や生活環境に多大な影響があるところでしたけども、そういった心配がないので安心いたしました。

次に、以前から樋管の上に盛り土することはできず、樋管の改修、つまり強度を高めてからでないとできないと言われております。その樋管の改修工事について、お尋ねいたします。

○議長（山野井　隆君）　排水対策課長、鈴木哲也君。

○10 番（鈴木三男君）　お答えします。古戸排水樋管の改修工事の概要について御説明させていただきます。築堤整備工事は、現堤防に盛り土し、かさ上げすることで、堤防の強化を行いますが、堤防をかさ上げするに当たり、堤防下を通ります古戸排水樋管の排出口となりますコンクリート構造物の強度を高めて、盛り土の土圧に耐えられるレベルにする必要がございます。そのため、樋管を盛り土に耐えられるよう、堤防下のコンクリートの構造物を鉄筋で補強する改修工事を予定していることを確認しております。現在、国土交通省からは、工期などの工事の詳細について、まだ具体的なお話はございませんが、令和９年度以降に工事する予定で計画していると伺っております。施工時期につきましては、出水期を避けまして施工する予定です。また施工方法については、堤防の強度に影響が出ないように、堤防本体を掘削するなどの施工は行わず施工しまして、あわせて樋管の機能を確保しながら、慎重に施工を進めていくというふうに伺っております。樋管が強化された後の工事スケジュールは未確定でございますが、今年度、堤防整備に引き続き、樋管分の堤防整備として、盛り土によるかさ上げ工事が実施されるものと考えているところでご

速記録・未校正

ざいます。樋管の改修工事の詳細が確認できましたら、お知らせさせていただきたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君）　ありがとうございます。樋管の改修については、今の説明では、令和９年度以降――来年度以降に工事を予定しているという説明でしたけども、長年、この古戸排水機場の樋管近辺は、最も脆弱な堤防と言われてきております。堤防は一番弱いところから決壊します。周りの堤防が幾ら強固に造られていても、一部に弱い堤防があれば、そこから壊れます。取手市としても、樋管の改修を早急に実施していただくよう、改めて国土交通省利根川上流河川事務所のほうに働きかけをお願いしたいと思っております。

次に、樋管部分のかさ上げ工事と、今後の工事見通しについて、改めてお伺いさせていただきます。

○議長（山野井　隆君）　建設部長、原部英樹君。

○建設部長（原部英樹君）　それでは、お答えさせていただきます。樋管部分の堤防のかさ上げ工事ですが、排水対策課長の答弁でもありましたとおり、堤防下を通る樋管の強化をする工事が必要となります。そちらが完了しましたら、樋管部分のかさ上げが進められる流れになると、利根川上流河川事務所のほうから説明を受けております。稲築堤工事の今後の工事の見通しですが、国土交通省からは、来年度以降も継続して工事を進めていきたいと伺っておるところではございますが、現段階では、具体的な工事の内容やスケジュールなどについて示されてはございません。当市としましては、今年度に引き続き、来年度以降も継続して工事が行われていくものと受け止めておりますが、先ほど市長からの答弁でもありましたとおり、１日も早く工事が完了し、市民の皆様に安心していただけるよう、引き続き国に対しまして、稲築堤工事の早期完了に向けまして、しっかり要望していきたいと考えております。

○議長（山野井　隆君）　鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君）　ありがとうございました。構想交渉から来年以降も引き続き継続して工事を進めていくこと、また、現段階では具体的に工事の内容やスケジュールなどは、示されていないとの答弁でしたけども、先ほど部長からも、国に対して早期完了に向けてしっかり要望していきたいという力強い答弁を頂き、非常に安心いたしました。ありがとうございます。伊奈地区、西地区、新町の堤防に隣接する住民にとっては、最近の線状降水帯による大雨により、利根側の水位が上がり、堤防決壊などにより、住宅地が甚大な水害に見舞われる可能性が非常に高くなってきております。残されたこの樋管部分と、その上流 90 メートルの堤防かさ上げ工事がまだ残されているわけですけども、こういった工事が全て完了するまで本当に大きな水害がないように祈るばかりなんですけども、引き続き、この稲築堤工事についてまた新たな動きがありましたらお知らせいただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山野井　隆君）　以上で、鈴木三男君の質問を終わります。

続いて、佐藤隆治君。

〔20 番　佐藤隆治君登壇〕

○20 番（佐藤隆治君）　皆様、おはようございます。創和会の佐藤隆治でございます。予定より少し早く回ってきました。お昼頃には終わるように頑張っていきたいと思います。本日も、議場まで傍聴にお越しいただいている皆様、またインターネット中継で御視聴いただいている皆様、ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。席の移動をいたします。

〔20 番　佐藤隆治君質問席に移動し、資料を示す〕

○20 番（佐藤隆治君）　スクリーンのほうを御覧になってください。今回の質問は大きく２点あります。１点目は、デマンド型交通導入に向けた実証運行事業についてということと、２点目は、コミュニティ・スクールについてということでございます。

それでは、まず１点目の、デマンド型交通導入に向けた実証運行事業について伺います。本事業につきましては、これまで一般質問や委員会質疑において、数多く取り上げられてきたテーマでございます。今回、ようやく実証運行という具体的な事業着手に至ったことについては、一定の評価をするものでございます。こちらのスクリーンのほうを御覧になってください。取手市人口に対する高齢化の将来推計ということでございますが、取手市では今後、人口減少が続く一方で、高齢化率はさらに上昇していくことが見込まれております。令和 22 年には、人口はおよそ９万人まで減少する一方で、高齢化率は４割近くに達するとの推計がされております。つまり、人口そのものは減少していく中で、移動手段の確保を必要とする高齢者の割合は、今後さらに高まっていくということになります。また次に、こちらのほうも御覧なってください。これは、取手市内における運転免許証の返納の状況でございます。令和５年は 256 件、令和６年は 428 件、令和７年は 351 件となっており、そのほとんどが 65 歳以上の方が占めておられます。右側は、高齢者の――65 歳以上の免許保有者数でございます。高齢化が進み、免許を返納される方が一定数いらっしゃる中で、車を運転できなくなった後の移動を、地域としてどのように支えていくかということは、今後ますます重要な課題になってまいります。取手市では、これまで高齢者をはじめとする市民の移動手段として、コミュニティバスを運行してきました。しかし、決められたルートや時間を運行する仕組みだけでは、地域によっては、買物や通院など一人一人異なる移動ニーズに十分対応することが難しいという課題もあります。今後、さらに高齢化や免許返納が進めば、日常の買物や通院に苦慮する――いわゆる移動難民者が増加することも想定されます。こうした方々が、住みなれた地域で安心して暮らし続けるためにも、また離れて暮らす御家族にとって安心という意味でも、日常生活を支える移動手段の確保は、喫緊の課題であると考えます。そこでまず、こうした高齢化や免許返納の状況、また既存の公共交通が抱える課題を踏まえ、本市がどのような経緯からデマンド型の交通導入という方向に至ったのか、また今回の実証運行において、何を検証し、どのような目的を持って取り組んでいくのか、市のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

副市長、黒澤伸行君。

〔副市長　黒澤伸行君登壇〕

○副市長（黒澤伸行君）　それでは、佐藤議員の御質問にお答えいたします。公共交通の

現状といたしましては、全国的に燃料費や人件費の高騰などのほか、運転手の不足や高齢化などにより、交通サービスの維持・存続が危ぶまれる、供給制約が懸念されているところでございます。こうした中、取手市におきましては、限られた輸送資源を最大限に活用して、持続可能な地域公共交通網を市内全域で構築していくための具体的な方針を示した、取手市地域公共交通計画を令和６年度、７年度の２か年で策定いたしました。この交通計画において、取手市が目指す地域公共交通の将来像といたしましては、まず常磐線と常総線の２本の鉄道に加えまして、駅を発着する路線バスを公共交通の基軸としております。これらをコミュニティバスで補完しつつ、複数の公共交通が乗り入れ、人々が集まれる場所を、交通結節点として設定し、乗り継ぎによって目的地に到達することを前提とした公共交通体系の構築を掲げております。計画の作成に際し、公共交通が通っていない、あるいは離れているような移動不便地域、自力乗車が出来るものの、身体的な理由などにより、最寄りの駅・バス停までは到達できないような移動困難者に対しまして、買物や通院など、日常生活に必要な移動ニーズを満たす移動手段を確保していくことが、重要な課題となっておりました。また、建設経済常任委員会からも、移動不便地域等への移動手段の確保について、御提言を頂いておりました。これらのことを踏まえまして、移動格差の解消に向け、既存の公共交通を補完する交通サービスの導入検討を、公共交通会議において進めてきたところでございます。このような経緯から、今回、取手市に適した交通サービスとして、デマンド型交通を選定し、実証運行を通して、地域ごとの適正を評価・検証していきたいと考えているところでございます。

詳細につきましては、担当部長から答弁させていただきます。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長　浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君）　それでは、副市長の補足答弁をさせていただきます。今回、実証運行を実施するデマンド交通――デマンド型交通でございますけれども、その選定に当たりましては、複数ある交通サービスについて、地区ヒアリングで把握した移動手段に求められる要件でありますとか、コスト面などを総合的に比較検討してまいりました。具体的には、狭隘道路への乗り入れ、必要なときの運転士の確保、ドア・ツー・ドアでの輸送、この３点が主に求められる要件であります。これらにつきましては、既存の定時定路線の公共交通では対応できないため、条件を満たす新たな交通手段として、比較検討を重ねた結果、デマンド型交通が取手市に適した手法であると判断をいたしました。また、デマンド型交通の地域ごとの適正の評価検証とあわせまして、実証運行で得た実績のデータや利用者の意見の分析結果を活用し、令和９年度の後半を目標として実施する路線バスや、コミュニティバスを含めた全体的な交通ネットワーク再編の際には、コミュニティバスのルートの一部をデマンド型交通に置き換える検討など、役割分担を明確化にしまして、持続可能な公共交通網の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

〔都市整備部長　浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君）　御答弁ありがとうございました。答弁にありましたとおり各種調査による、地区全体の課題と地区ヒアリングによる地域ごとの実情を把握され、多く検討を重ねた中で今回の新たな交通サービスの選定に至ったものと理解いたしました。

続いて、（２）の実証運転の実施計画についてお伺いをさせていただきます。このスクリーンのほうに、お示ししたのは市から説明を受けた実証実験の概要でございます。この中で今回、利用できる対象地域と対象者の範囲についてお伺いをいたします。今回の実証実験での市内の３地区を選定して実施されるということでありますけれども、市内には、このほかにも交通不便の地域は存在しております。今回この３地区を選定された具体的な理由と、将来的な本格的に運行に向けた運行区域の拡大構想についてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君）　佐藤議員の御質問に答弁いたします。実証実験につきましては、令和９年１月から 12 月までの１年間を実施期間としております。移動不便地域への対応として、市が指定する一部エリアでの住民で自力乗車が可能な方を対象といたしまして、また、移動困難者の対応としましては、移送団体登録者のうち、自力乗車が可能な方を対象として範囲を絞った上で実施したいと考えております。

次に、市内の移動不便地域の中で、市が３つのエリアを選定した理由について御説明をいたします。１つ目は、平野、押切、高須、大留、神浦地区です。この地域は、一定程度の人口集積があるものの、バス交通や鉄道が通っておらず、住宅地へのバスの乗り入れは困難であることから、選定しました。

２つ目は、配松、中内、神住、椚木地区です。この地域はコミュニティバスの路線と住宅地が離れており、１日当たりの利用者が１人未満の需要が低いバス停が連続しています。また、住宅地へのバス乗り入れが難しいことから、デマンド型交通への置き換えの適性を検証するため、選定しました。なお、実証実験中は、これらのバス停にコミュニティバスが通らないようにし、疑似的な交通空白の状態にした上で運行したいと考えております。

３つ目は、駒場一丁目から三丁目地区です。この地域は、長い坂を通らなければ最寄り駅やバス停に到達ができず、バスの乗り入れも困難な、高低差のある地域として選定しました。なお、これらの運行エリアは、あくまで実証実験時の設定でございます。実験を通じて得られる実績や利用者からの御意見などを踏まえ、運行エリアや車両台数の拡充についても検討してまいります。

○議長（山野井　隆君）　佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君）　御答弁ありがとうございました。地区ごとの明確な地理的特性に基づき、実証の場として３地区が選定された理由について理解をいたしました。同様の課題を抱える移動不便地域は、ほかにも存在していると思っておりますので、実証実験の結果を踏まえて、ぜひ適切なエリアの拡大の検討をお願いしたいと思います。

次に、移動困難者への対応について伺います。市の福祉有償運送サービスは、ボランティア様の多くの御協力によって――御活躍によって、利用者にとって欠かせない移動手段となっております。しかしながら、ドライバーの高齢化や担い手不足により、事業運営が

速報版・未校正

逼迫している状況とも伺っております。利用されている方々の中には、車椅子の使用や介助を必要とされるケースもあります。こうした現状を踏まえ、今回の実証運行においては、どのような要件を対象と想定されているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君）　お答えします。先ほど、ちょっと答弁のところで、疑似的な交通空白のところですが――ちょっと聞き取りづらかったかと思うんですが、バス停に「止まらない」というような形で、「通らない」ではなくて「止まらない」という形での、交通空白を疑似的に生み出すということでございます。よろしくお願いします。

お答えいたします。移動困難者への対応について、答弁をさせていただきます。今回の移動困難者の対応につきましては、移送団体登録者のうち、自力乗車が可能な方に限定して実証実験を行います。これは、個人ごとの身体状況にはグラデーションがあり、一律に明確なラインを引きづらい側面がございます。そのため、実証実験においては、移動困難者の定義に含まれ、かつ、既に名簿が整備されている移送団体登録者を対象として設定をさせていただきました。現在、移送団体には、約1,000名の方が登録されておりますが、実際の利用者のうち、一定程度の割合の方は、介助なしで自力乗車できるとお聞きしております。これらの方々にデマンド型交通を御利用いただくことで、福祉有償運送の負担軽減と、逼迫状況の緩和につながるものと期待をしております。なお、移動不便地域と同様に、実証実験での実績や利用者からの御意見などを踏まえまして、移動困難者の対象拡大についても検討をしてまいります。

○議長（山野井　隆君）　佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君）　ありがとうございます。今回は、あくまで実証実験として、対象地域や対象者を限定して実施されると思いますけれども、対象者自身が本サービスを知らなければ、有効な検証結果を得ることはできないと思います。また、コミュニティバスのバス停が一時休止となるような地域もありますので、丁寧な事前の周知と、皆様の十分な御理解を得ることが必要だと思っております。今回実証エリアの３地区は、移動困難者に対して事前にどのような周知方法を――広めていくのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君）　事前周知についてお答えいたします。今回対象となる地域につきましては、市政協力員の皆様の御協力をいただき、地区説明会や回覧版などを通じて丁寧な事前周知に図ってまいります。また、移送団体への直接説明に加え、ケアマネジャーの連絡会などの機会を活用し、制度内容を詳しく説明させていただくなど、多角的な周知に努めてまいります。

○議長（山野井　隆君）　佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君）　しっかりと実施をしてデータが取れるようにしていただきたいと思いますが……。

次、対象地域や関係団体の説明を行い、地域や関係団体との連携を図ることで、円滑な利用につながっていくということはまず理解したんですけれども、運行エリアの区分につ

いてお尋ねをしたいと思います。こちらモニターのほうを御覧になってください。

〔20番　佐藤隆治君資料を示す〕

○20番（佐藤隆治君）　今回の計画では、地域を東部地区と、そして西部地区の左右の２つに分けた制度設計となっております。市内全体での自由度を制限し、あえて東西でエリアを二分された意図と地区をまたいだ長距離の移動を制限された背景がある――理由があると思いますので、その辺を伺いたいと思います。このモニターに映し出されている緑の太い枠部分と、赤い太い枠部分が東西ということになっていると思うんですけれども、その辺、詳しくお尋ねしたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君）　お答えいたします。運行区間として市内を東西の地区に分けた理由についてですが、取手市は東西に長く、端から端への移動が可能となると、特定の利用者が長時間占有することとなり、運行効率が著しく低下してしまいます。また、そういった長距離移動需要の受皿となっている民間の事業者の事業を圧迫する恐れがございます。本市の公共交通では、交通結節点を拠点とし、乗換えを前提とした目的地へ到達できるような公共交通網の構築を目指しております。限られた交通資源を最大限効率的に運行するため、遠方への目的地へ向かう場合には、ほかの公共交通機関の乗り継ぎを基本とし、原則として、地区をまたぐ移動は行わない制度設計となっております。また、本事業は、買物や通院といった日常で最低限必要な移動手段の確保を主目的としております。東西いずれの地区であっても、大型商業店舗が存在し、地元の診療所もミーティングポイントとなっております。なお、需要の多いＪＡ取手総合医療センターなどの東西地区の境界付近にある総合病院につきましては、東西どちらの地区からも利用できるような設定をしておりますので、日常の移動手段の確保という目的は達成できるものと考えております。

○議長（山野井　隆君）　佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君）　答弁ありがとうございます。今回の東西エリアの設定が、限られた交通資源を限られた車両で最大限に効率化しつつ、民業の圧迫を避けて既存のタクシーの事業者と路線バスの共存共栄を図るための工夫であるというのは理解いたしました。その上で、指定目的地となるミーティングポイントの設定について伺います。東西にエリアを分離する一方で、特定の総合病院や公共施設については、両地区から利用可能な、共通ミーティングポイントとして設定されております。――黄色の丸がついてるところですよね、モニターを見ていただくと。このように、例外を設けた目的をお聞かせいただきたいと思います。また、取手駅とＪＡとりで総合医療センターにおいては、降車のみの可能という制限を設けられている点については、往路では利用できても、復路では利用できないという、市民から、これではやはり不便ではないか、という声も上がるのではないかと想定します。こういった制限を設けた意図について、市の考え方をお聞かせいただければと思います。

○議長（山野井　隆君）　都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君）　共通ミーティングポイントと降車用ポイントの考え方につきまして、お答えいたします。まず、今回、共通ミーティングポイントとして、ＪＡと

りで総合医療センター、宗仁会病院、東取手病院、及び、かたらいの郷を設定しております。これらは事前調査から、移動需要が高く、交通結節点として多方面へ向かう乗り継ぎ拠点となっていることや、東西地区の境界付近に位置することから、両地区から乗り入れても効率的な運行ができると判断したためでございます。

次に、降車専用ポイントとして、ＪＡとりで総合医療センターや取手駅を設定した理由といたしましては、この２か所は、駅や病院とタクシー会社との協定により、タクシーを常駐させている施設でございます。民業圧迫を避け、既存公共交通との共存共栄を図ることが理由にございます。あわせて、これらの施設には、路線バスやコミュニティーバスといった複数の公共交通が乗り入れております。これらの既存の交通手段を御利用いただくことで、復路の交通手段も確保できることから、降車専用ポイントとして設定をしております。しかしながら今回は実証実験でございますので、市民の皆様の声をしっかりと受け止めさせていただいて、運行方法の改善のほうに反映をさせてまいります。以上です。

○議長（山野井　隆君）　佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君）　ありがとうございます。乗り継ぎ拠点であることや、既存の交通事業者との共存共栄という観点からの制度設計であるということは理解はできましたが、実際の利用者が使い勝手がいいという点では課題が残るものと考えております。これに関しては、利用者に対して丁寧な説明はもとより、運行方法についても、実証実験を経てから柔軟な改善の対応を図っていただけるよう、期待しているところでございます。

次に、成果測定と本格運行への移行基準についてお伺いいたします。本事業の評価・検証するに当たり、何をもって成功と捉えるのか。という、数値目標の設定の根拠と、実証実験で得られたデータや市民の意見をどのように、本格運行や、ほかの地域への展開へと反映させていくのか。具体的な判断基準をお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君）　それでは、お答えさせていただきます。本格運行への移行や他地域への展開に関しましては、実際の利用状況や利用者の意見などを踏まえて、総合的に判断していくこととなります。実証実験における定量的な指標といたしましては、収支率 11%、１台当たりの月間利用者数 150 人を目標値として設定しております。収支率につきましては、地域公共交通計画で掲げた、持続可能なコミュニティー交通の収支率である、22%をベースとしております。また、利用者数につきましては、他の自治体のデマンド型交通の実績から推計した、１台当たりの月間利用者数 300 人をベースとしております。実証実験の初期段階では、利用者やドライバーがサービスに慣れるまでの期間が相当程度あることを考慮いたしまして、最終的な目標値の半分を実証期間の目標として設定をいたしました。本格運行への移行判断に当たりましては、単純な目標値の達成のみで存続・廃止を判断するものではなく、期間の後半における利用者の伸び率や、運行エリアや車両台数の見直しによる改善の見込み、並びに、利用者の御意見など総合的に分析をいたしまして、ほかの地域への展開も含めて、本格の運行か、実証実験の期間延長かなどを総合的に判断してまいりたいと考えております。

○議長（山野井　隆君）　佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君）　ありがとうございます。単なる、利用実績だけでなく、運行開始後の後半の実績の伸びも含めて、地域の実情を踏まえて判断されるものというような話がありましたので、ぜひ、実効性の高い検証が行われますことを期待しておりますので、よろしくお願いします。

次に、最後の質問となりますけれども、取手市の地域公共交通の将来全体像について質問をさせていただきたいと思います。これまでデマンド型交通に焦点を当てて、伺ってまいりましたが、市民が将来にわたり住み慣れた地域で暮らし続けるためには、デマンド型交通のみにとどまらず、地域全体の持続可能な交通ネットワークの確立が不可欠であると思っております。鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシーそしてデマンド交通が、互いに適切な役割分担を果たす市が目指している将来の持続可能な地域公共交通ネットワークの全体像と、それを支える基本理念について、市のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君）　それでは、お答えさせていただきます。将来的な地域公共交通網の全体像といたしましては、行政や交通事業者が地域の特性に見合った移動手段の導入や、利便性の高い公共交通網を構築するだけではなく、市民の皆様が日常の移動における選択肢に、公共交通を取り入れ、日常的に利用していただくことによって、共に公共交通を支えて維持していくような在り方を目指しております。現在、人件費や燃料費の高騰、運転手不足をはじめとして、公共交通を取り巻く環境は厳しく、以前のように、１つの公共交通で、どこまでも行けるような運用は難しくなってきております。そのため、複数の交通機関が乗り入れる鉄道駅や、公共公益施設などの交通結節点を基軸といたしまして、各公共交通機関の接続性を許可することによって、公共交通を乗り継いで目的地へ到達できるような、このような公共交通ネットワークの形成を進めていきたいと考えております。

○議長（山野井　隆君）　佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君）　御答弁ありがとうございます。持続可能な地域公共交通網の構築には、交通事業者との連携に加え、市民に対しても乗り継いで移動するという新しいスタイルを丁寧に周知し、御理解いただく機会を提供していくことが重要だと思います。また、今後の全体のスケジュールの中に、令和９年度後半には、これ始まってると――最後の頃に、コミュニティバスの再編というのもあると思います。そういったことが、これからコミュニティバスも変わっていかなきゃいけないと思うんですけども、そういうことも含めた、本事業の市全体の推進と、公共交通の適正化に向けた今後のスケジュール等について、どのようにお考えをしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君）　今後のスケジュールについて、お答えいたします。まず現在は、デマンド型交通の核となるＡＩ配車システムの構築・運用事業者を選定するための、公募型のプロポーザルを実施しております。今後、最適事業者を選定しましたら、10月上旬には契約を締結し、３か月間のシステム構築期間を経て、令和９年１月から実証運

行を開始したいと考えております。実証運行の期間は令和９年１月から12月までとしておりますが、可能であれば中間評価の段階で、実証運行を延長するか、本格運行に切り替えるかなどを判断してまいります。また、コミュニティバスにつきましても、将来に向けて維持・存続させていくためには、路線バスとの重複期間の区間の解消や、非効率となっているルートの合理化などを進めていく必要があり、令和９年度後半には、ルート・ダイヤの見直しにも取り組んでまいります。そうしたことを踏まえまして、デマンド型交通の本格運行への移行の際には、路線バスとコミュニティバスも合わせた、一体的な公共交通体系を整理・再編し、交通結節点を拠点に、乗り継ぎを前提とした持続可能な地域公共交通網の構築を目指してまいります。以上です。

○議長（山野井　隆君）　佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君）　ありがとうございました。実証実験や持続可能な地域公共交通の構築に向けた前向きな御答弁をいただいてきたと思っております。デマンド型の交通の導入は、単なる移動手段の確保にとどまらず、市民の誰もが住みなれた地域で健やかに暮らし続けるための地域生活を支える大切な基盤であるものと期待しております。今回示された実証運行事業が、既存の路線バスやコミュニティバス、タクシー事業者との強固な連携のもとで、実りあるものとなり、本市における持続可能な利便性の高い地域公共交通網への構築へと大きく飛躍することを期待しまして、この質問を終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、２点目のコミュニティ・スクールについてでございます。モニターのほうを御覧になってください。

〔20番　佐藤隆治君資料を示す〕

○20番（佐藤隆治君）　まずは、コミュニティ・スクールの進捗の状況についてでございます。今年の夏、地域の行事や地元の公民館の祭りなどに参加する中で、これまで以上に子どもたちの姿を目にする機会が増えてきたように私は感じました。単に地域行事に参加するだけでなく、中学生が運営の手伝いをしたり、地域の方々と一緒になって活動したりする姿も見られるようになりました。こうした変化の背景には、学校と地域が一緒になって子どもたちを育てていく、コミュニティ・スクールの取組もあるのではないかと感じているところでございます。そこで、これまでの導入経過を含め、現在の市内におけるコミュニティ・スクールの進捗状況について、お伺いをさせていただきます。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長　飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君）　それでは、佐藤議員の御質問に答弁させていただきます。令和４年５月に、山王小学校に市内で初めて学校運営協議会を設置し、パイロット事業として開始したところでもございます。その後、２年後の令和６年度には、市内の全小中学校におきまして、地域と学校が一緒に協働しながら、子どもや学校、地域の課題を解決し、子どもたちの豊かな成長を支える、コミュニティ・スクールとなりました。令和７年５月の文部科学省の調査によりますと、全国の公立小学校、中学校、義務教育学校におけるコ

速報版・未校正

ミュニティ・スクールの導入率は約７割ということになっております。取手市においては、早い段階から取り組むこととともに、早期に全市内の小中学校に展開できたと考えております。

○議長（山野井　隆君）　佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君）　御答弁ありがとうございます。ただいまの答弁で令和６年度には、市内の全ての小中学校がコミュニティ・スクールとなったことが分かりました。ありがとうございます。制度を導入するだけでなく、学校運営協議会の中で、地域と学校が継続して話合いを重ねていくことが重要だと思っております。そこで各学校に設置された学校運営協議会について、今年度の開催状況等をお伺いしたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君）　各学校の令和８年度第１回目の協議会は、４月下旬から６月下旬に開催されました。また、今月末、９月末には全ての学校で、今年度２回目の学校運営協議会を開催完了する予定でございます。どの学校も年度を通じまして、４回から５回の協議会開催を行う予定となっております。

○議長（山野井　隆君）　佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君）　ありがとうございます。もう、みんな――どこの学校も２回はやって、これからあと２回、３回やるところもあるということですね。学校運営協議会では地域の様々な立場の方が関わっていただくことが重要だと思います。現在、市内では、何人の学校運営協議会の委員が任命され、昨年度との比較も含めて伺いたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君）　取手市立の小中学校は全部で 20 校ございますが、戸頭小学校と戸頭中学校は、相互に密接な連携を図る必要があると認め、２校で１つの協議会を設置しております。そのため、20 校の 19 協議会に、令和８年９月１日現在で、280 名、協議会委員を任命しております。令和７年度当初の委員数が 269 名でしたので、昨年度と比較し 11 名増えているという状況でございます。

○議長（山野井　隆君）　佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君）　ありがとうございます。年々増えてきているという状況をよく理解できました。コミュニティ・スクールの取組においては、協議会の開催のほかに、実際の教育活動をサポートする地域、学校共同活動が重要であるとも思います。その実践について最近の状況はどのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君）　話合いの場である学校運営協議会に対し、地域と学校が連携・協働する実践が地域学校協働活動となります。この活動を活発にするために、学校と地域社会をつなぐパイプ役として、地域学校協働活動推進員、通称ＣＳコーディネーターの配置を進めております。令和７年度当初、４名であったコーディネーターは令和８年９月現在、13 名と増えております。現在は、１校に２名配置するなど、多様な働き方でコーディネーター業務を分業している学校もございます。

○議長（山野井　隆君）　佐藤隆治君。

速報版・未校正

○20 番（佐藤隆治君）　御答弁ありがとうございます。こちらも年々増えてはいる。ただ、学校の数に対しては、まだ増える余地はあるのかなと思っております。

次の質問ですが、地域学校協働活動については、制度体制だけでなく、実際にはどのような活動が行われるか、やはり市民の皆さんに知っていただくことが大切であるとも思っております。現在市内では具体的にどのような活動が行われているのか。特徴的な実践の例をお伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君）　現在行われております地域学校協働活動については、大きく２つに分類できると考えております。１つは、サポーター・応援団といった名前がつきました組織化、そして地域による学校への支援でございます。現在、小学校 12 校、中学校２校で、ボランティアを募集し、組織化しております。具体的には、家庭科でのお裁縫や調理実習、音楽のリコーダーの演奏などでの授業の支援、児童が行う学校内の清掃活動のサポートなど、地域の方々に、出来るときに出来ることを支援していただける仕組みが始まっております。各校、ボランティア募集に当たっては、公共施設や店舗でのチラシ配布、地域での回覧板、学校ホームページでの動画説明など、コーディネーターを中心に工夫を凝らしているところでございます。

２つ目に、中学生による地域行事への参加・参画、地域への貢献でございます。文部科学省も、この取組については、地域学校協働活動の柱の一つとしております。藤代中学校では、１学年の生徒全員が、年間を通じて、地域貢献ボランティア活動に参加しています。この８月には、学校近隣の公民館の夏のイベントに、ボランティアとして貢献していただきました。藤代南中学校でも、高須公民館のイベントに企画から参加するほか、古くなった公民館の看板を、中学生が新しくつくり上げてリニューアルするという取組もやっていただきました。このように、伝統行事への参加、自治会主催イベントの参画、イベントステージへの出演など、各中学校で、生徒が主体的に地域と関わる事例が増えてきております。将来的に地域行事の担い手不足が懸念される中、中学生がイベントを通じて、やりがいや、感謝される喜びを実感でき、体験することは、非常に有意義なことと捉えております。

○議長（山野井　隆君）　佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君）　ありがとうございます。様々な活動が展開されているということをよく理解できました。小学校においては、小学校に大人の方が来てくださって一緒に何かをやると。また、中学校では中学生がもう出向いてって、地域の方々と触れ合っているというような、そういう何か大きなイメージがあります。それを本当にこれからも伸ばしていっていただきたいと思いますが、この最後の今後の展開ということで最後に質問させていただきたいんですけれども、学校運営協議会そして地域活動、――地域学校協働活動の状況は十分把握できましたが、今後、市としてコミュニティ・スクールの取組を、どのように――またさらに、よくしていくのかという――深めていくのかという、その展望があればお尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長　石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君）　それでは、佐藤議員の御質問に、総論的なお話として答弁をさせていただきたいと思います。地域の皆様方に、家庭科などの事業をお手伝いいただくことは、一人一人に応じたきめ細かな指導が実現できるとともに、職員の――教職員の負担の軽減にもつながっています。しかし、それ以上に、地域の皆さんに御来校いただいて、教職員だけではない多様な大人に子どもたちの努力や成長を見届けていただくこと自体が、子どもたちのよりよい成長に結びつくものと考えています。例えば、朗読発表の場にお越しいただいて、子どもたちの朗読を笑顔で拍手を送っていただく。これだけでも、子どもたちにとっては安心感や自己肯定感が大きく向上してまいります。今後は、事業の支援という形に限らず、地域の皆さんに日常的に学校に足を運んでいただき、子どもたちの日々の取組を見届けていただき、声をかけていただけるような環境づくりを目指してまいりたいと思っております。また、地域の皆様にとっても、子どもたちとの関わりが活力となり、地域のつながりの再構築や地域の活性化、例えば、防災力の向上などにつながるものとも考えています。子どもたちの笑顔が地域を元気に明るくしていく、これも子ども真ん中社会の一つの姿ではないのかなと、そのように考えています。学校と地域の間の敷居を低くして、学校が地域にとってより身近な場所となり、先ほど御紹介いただきましたお祭りなどの地域行事、あるいは公民館や図書館にもっともっと子どもの姿が増え、地域全体が教育の場となるような取組を、各学校長とともに進めてまいりたいと考えています。

○議長（山野井　隆君）　佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君）　御答弁ありがとうございました。ただいまの教育長の御答弁を伺って、本当にコミュニティ・スクールは、子どもたちを中心にして、そしてまた学校と地域が支え合って、地域を本当に元気にしていく取組だということを改めて感じました。私自身、藤代エリアの地域行事が多いわけなんですけれども、本当に中学生が地域で生き生きと活動している姿を目の当たりにしました。また、本当に、この子どもたちがこれから大人になるまでの、一番、大事な過程に、地域の方々と触れ合って生きていくということを、本当に大切なことだなと、行事ですとか参加したときに、本当に思った次第でございます。また、コミュニティ・スクール通信「つなぐ」というのを――からも、市内――取手市のホームページから拝見させていただきましたけども、本当に各この藤代――私は藤代？分からなかった？ところもありますけれども、本当に全体でいろんなことをやっているというのを、こちらを拝見して、活発な取組をされているということも十分理解してきました。今後も学校や地域によって差が生じないよう、またコーディネーターをさらに増やして充実していただきながら、地域の方々が参加しやすい仕組みづくりを支援していただきたいと思います。地域の子どもは地域全体で育てるという取組が市内全体に根づくことを期待し、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山野井　隆君）　以上で、佐藤隆治君の質問を終わります。

ここで、排水対策課長、鈴木哲也君から発言を求められておりますので、これを許します。

排水対策課長、鈴木哲也君。

〔排水対策課長　鈴木哲也君登壇〕

○排水対策課長（鈴木哲也君）　先ほどの私の鈴木議員の一般質問の答弁の中で、稲戸井調節池の土砂搬出の際に「堤内を運搬する」と申し上げましたが、正しくは「堤外地を利用し、運搬する」でございます。訂正をお願いいたします。申し訳ございました。

○議長（山野井　隆君）　議長は、ただいまの訂正を許可します。

13時まで休憩します。

午前　時　分休憩

午後　時　分開議

○議長（山野井　隆君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、杉山尊宣君。

〔５番　杉山尊宣君登壇〕

○５番（杉山尊宣君）　皆さん、お疲れさまです。午後の一発目ということで、何と私が今日で最後でございますので、皆さんもう少しだけお付き合いをいただけたらと思います。それでは、始めさせていただきます。今回は、障がいのある方やその家族への情報提供についてまずは伺ってまいります。障害福祉には、各種手当や医療、就労住まい、移動支援、障害福祉サービスなど、様々な制度やサービスがあります。一方で、どれだけ制度やサービスが整備されていても、それを必要とする方が制度の存在を知らなかったり、自分が利用できるサービスや相談先が分からなかったりすれば、実際の支援にはつながりません。取手市障害者福祉計画においても、必要な情報を得て、利活用ですることができる情報アクセシビリティーの環境の整備が位置づけられています。そこで、今回は、単に情報を提供しているかということだけでなく、障がいのある方やその家族が必要な情報を得て、理解をし、適切なサービスや支援につながることができているのかという視点から御質問させていただきます。まず、現在の情報提供について伺います。障がいのある方やその御家族に対して、市では、現在、制度やサービス相談窓口などについて、どのような方法で情報提供を行っているのでしょうか。また、実際に情報提供を行う中で、担当課として現在どのような課題があると認識しているのか、あわせて伺います。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

健康福祉部長、飯山貴与子さん。

〔健康福祉部長　飯山貴与子君登壇〕

○健康福祉部長（飯山貴与子君）　杉山議員の御質問にお答えいたします。障がいのある方やその御家族が、必要な制度やサービスを知り、適切なサービスや支援につなげるためには、必要な情報を分かりやすく、円滑に取得できる環境を整えることが重要であると認識しております。現在、市では障害者手帳の交付時に、市が作成した「障害福祉のしおり」を活用し、手帳の種別や等級に応じた各種制度やサービス・手続などについて情報提供を行っております。また、広報とりでや市ホームページによる情報発信のほか、窓口・電話・メールによる相談、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携を通じて、障がいの特性や生活状況などに応じた情報提供に努めております。さらに、障がいの特性に応

速報版・未校正

じた支援として、聴覚に障がいのある方や聞こえにくさを感じている方に対しては、会話内容をリアルタイムで文字化して表示する音声認識文字表示ディスプレーの設置や、手話通訳者の配置を行っております。また、視覚障がいのある方に対しては、広報とりでの音声データの提供などを行っております。

一方で、利用者が知りたい情報を迅速かつ容易に取得できるよう、ホームページを整備する必要があることや、市役所や相談窓口に相談すること自体に不安や抵抗を感じている方、インターネットの利用が難しい方への対応などについては、課題があると認識しております。

〔健康福祉部長　飯山貴与子君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　杉山尊宣君。

○５番（杉山尊宣君）　現在も、手帳交付時のしおりや、ホームページ・広報、窓口、相談支援機関との連携、さらには障がい特性に応じた様々な方法で情報提供を行っていることが分かりました。一方で、市としてもホームページを整理する必要があること、インターネット等による情報取得が難しい方がいることなど、課題として認識されているということです。私も、情報を発信していることだけでなく、必要な方が実際に情報を得て、支援につながるところまで考えることが重要だと思います。

そこで次に、情報アクセシビリティという観点から伺います。取手市障害者福祉計画では、必要な情報を得て利活用することができる情報アクセシビリティ環境の整備が示されています。先ほどの答弁でも、市ホームページにおいて、目的とする情報にたどり着きにくいことが課題として挙げられました。そこで、現在の障がい福祉に関する情報提供について、情報アクセシビリティという観点から、市はどのように評価しているのか、また今後どのような改善が必要だと考えているのか、お伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　障害福祉課長、村田絢子さん。

○障害福祉課長（村田絢子君）　ただいまの御質問にお答えさせていただきます。障害福祉に関する情報提供につきましては、現在、様々な方法により行っているところですが、情報アクセシビリティの観点から、必要とする方が求める情報を分かりやすく取得し、その内容を理解した上で適切な支援につながるためには、なお改善の余地があるものと認識しております。今後は、障がいの種別や年齢、生活状況などによって、必要とする情報の内容や情報を得る手段が異なることを踏まえ、利用者の立場に立った分かりやすい情報提供を工夫するとともに、１つの方法に限らず、複数の手段を組み合わせて情報を届けることが重要であると考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　杉山尊宣君。

○５番（杉山尊宣君）　それでは、こちら取手市障害福祉のしおりになります。

〔５番　杉山尊宣君資料を示す〕

○５番（杉山尊宣君）　こちらの使用について、お聞きしたいと思います。まず取手市では――先ほど答弁にありましたが、窓口で、このしおりを活用して情報提供しているとありました。なお現在、このしおりについては、ホームページへの掲載はございません。

ここで資料を使います。

速記版・未校正

〔５番　杉山尊宣君資料を示す〕

○５番（杉山尊宣君）　こちらが、伊賀市の障害者福祉ガイドブックです。こちらには、この下の、「こんなときは」ということで、――「こんなときは」という逆引きを設けて、「医療費が高い」「仕事を見つけたい」「生活していくためのお金がない」といった、利用者の状況から、必要な制度と掲載ページへ案内しております。

こちらは、刈谷市のホームページになります。障害福祉ガイドということで、こちらは、もうそのまんまホームページがそういった逆引きの――ができるようなサイトになっております。もちろん、このＰＤＦでも福祉ガイドというものも掲載をされております。取手市でも、今後、このようなしおりを――このしおりを単にホームページに掲載するだけではなく、しおりには「こんなとき」から探せる逆引きなども設け、ホームページでは、その項目から必要な制度や相談先へ直接アクセスできるようになるなど、紙とウェブを一体的に分かりやすくする方法を検討してはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　障害福祉課長、村田絢子さん。

○障害福祉課長（村田絢子君）　ただいまの御質問に答弁させていただきます。議員から御提案のありました、利用者の困り事や生活場面から必要な制度やサービスを探すことができる逆引きの考え方は、利用者が自身に必要な支援を見つけ、適切な制度やサービスにつながるための有効な方法の一つであると認識しております。現在、市で作成している障害福祉のしおりにつきましては、制度やサービスを分かりやすく案内することを基本としておりますが、御紹介いただいたような利用者の状況や、疑問を起点として情報を選択できる構成についても、今後の情報提供の充実に向けて参考になるものと考えております。

また、市ホームページにつきましては、検索性や更新性、情報量といったウェブサイトの特性を生かし、利用者が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、情報の整理やページの構成を工夫していくことが重要であると考えております。紙媒体とホームページなどのウェブによる情報提供をそれぞれ単独で考えるのではなく、両方の特性を踏まえ、相互に補完しながら、一体的に情報を届けるという考え方も参考にしながら、今後の情報提供の在り方を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　杉山尊宣君。

○５番（杉山尊宣君）　ありがとうございます。それではもう１点、情報へのアクセスという点から、御提案をさせていただきます。こちらは、昨日も実は久保田議員のほうから提案がありましたが、こちらは取手市営保育コンシェルジュ「とりみん」でございます。とりみんは、取手市の保育に関する情報をもとにＡＩが自動で回答する仕組みで 24 時間利用でき、365 日利用でき、多言語にも対応しております。私はこの仕組みは、障害福祉との親和性も非常に高いのではないかと考えております。先ほど紹介した逆引き型の情報提供では、例えば、働きたいですとか、外出について支援を受けたいといった利用者の状況から、必要な制度を探せるようにするという提案をしました。ＡＩを活用すれば、さらに一歩進んで、制度名を知らなくても、自分の言葉で質問することで、必要な情報へたどり着ける可能性があります。特に障害福祉は、制度やサービスが多岐にわたり、利用する方の年齢や障害の状況、生活環境などによって、必要となる情報も異なります。もちろん、

ＡＩだけで、個別の支援内容や制度の適用を判断することは適切ではありませんが、障害福祉でも同様に、ＡＩは相談の入り口として活用し、個別に相談が必要なものについては、担当課や相談機関など、人による相談につなげることが重要だと考えております。そこで、既に保育分野でて運用している、とりみんの仕組みや運用実績を検証した上で、将来的に障害福祉分野にも展開を検討してはいかがでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　障害福祉課長、村田絢子さん。

○障害福祉課長（村田絢子君）　ただいまの御質問に御答弁させていただきます。議員より御提案がありましたように、近年は、ＡＩを活用し、利用者からの質問にも応じて、行政サービスや相談窓口などを案内する取組が進んでおり、福祉分野においても導入している自治体があることは承知しております。本市におきましても、保育分野において、ＡＩ保育コンシェルジュ「とりみん」の運用を開始しており、その利便性や成果を蓄積しているところです。こうした取組は、制度やサービスの名称が分からない場合でも、利用者が時間を問わず、いつでも必要な情報や相談窓口を知ることができる有効な手段であると認識しております。障害福祉の分野では、制度やサービスが多岐にわたり、障害特性や年齢、生活状況などによって、必要な情報が一人一人異なるため、利用者の困り事を起点にして、複数の制度やサービスを横断的に結びつけながら案内するＡＩを相談の入り口として活用することは、利便性の向上につながるものと考えております。そのため、今後は、現在保育分野で運用している、とりみんの運用実績をしっかりと検証、共有しながら、他自治体の取組に関する情報収集にも努め、障害福祉分野におけるＡＩ活用の可能性について検討してまいります。以上です。

○議長（山野井　隆君）　杉山尊宣君。

○５番（杉山尊宣君）　ありがとうございます。とにかく私、探しやすいことと必要な方に届くことの、この両方が重要だと考えております。続いて、障害福祉サービスや事業所そのものの情報について伺ってまいります。障害福祉サービスを利用する方やその家族が利用できる事業所について知りたい場合、市では現在どのような情報を提供しているのでしょうか。また事業所を選択する際に、参考となる情報について、現在どのような取組を行っているのか、今後予定している取組も含めてお伺いします。

○議長（山野井　隆君）　障害福祉課長、村田絢子さん。

○障害福祉課長（村田絢子君）　ただいまの質問に答弁させていただきます。障がい福祉サービスを利用する方々にとっては、制度の内容だけでなく、各事業所が提供する支援の具体的内容や特色なども、サービスや事業所を選択する上で重要な情報であると認識しております。現在、市では、サービス種別ごとの事業所一覧表を作成し、サービス利用の相談時などに配布しております。また、児童通所サービスにつきましては、各事業所の特色などをまとめた冊子を作成しております。この冊子は、取手市自立支援協議会の児童福祉部会の協力を得ながら作成したもので、利用者や御家族が事業所を選択する際の参考となるほか、相談支援事業所などの各相談支援機関が、利用者のニーズに応じて事業所を案内する際にも御活用いただいております。今後は、成人の障がい福祉サービスにつきましても、同様の冊子を作成するなどにより情報の充実を図るとともに、市ホームページにおけ

る情報提供の在り方についても検討してまいります。また、県が提供する指定障害福祉サービス事業所の情報や、国の障害福祉サービス等情報公表制度など、既存の情報も活用しながら、利用者が必要な情報を探しやすく、また相談支援機関などを通じて、必要な方に届きやすいよう、情報提供の充実に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　杉山尊宣君。

○５番（杉山尊宣君）　それでは、資料をもう一度お願いします。

〔５番　杉山尊宣君資料を示す〕

○５番（杉山尊宣君）　こちらは、我孫子市のあびこ障害福祉マップです。我孫子市内にある障害福祉サービス事業所の情報を１枚のマップに地区を分けながら、こちらは掲載しております。

次に、こちらは山口県の岩国市の障害福祉事業所マップでございます。こちらについては、サービスごとに事業所を整理して、利用時間であるとか活動内容、送迎の有無、施設の外観や活動風景など、写真まで掲載をされております。また、隣の守谷市でも同じような福祉マップも確認できました。そこで、取手市でも我孫子市や岩国市のような、一目で見やすく事業所を一覧できる障害福祉マップの作成を前提に、事業所を知らせる情報から、本人や家族が比較して選択するための情報へ、一歩進めていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　障害福祉課長、村田絢子さん。

○障害福祉課長（村田絢子君）　ただいまの御質問に答弁させていただきます。議員より御紹介のあった他自治体の障害福祉マップは、事業所の所在地を地図上で視覚的に把握できるほか、地域ごとの事業所の分布や、自宅などからの距離を確認しながら、事業所を探すことができるため、利用者にとって利便性の高い情報提供の一つであると認識しております。さきに御説明しましたとおり、市では現在、児童通所サービス事業所の特色をまとめた冊子を作成・配布しており、成人の障害福祉サービス事業所についても同様の冊子の作成を検討しております。こうした取組に加え、事業所マップを作成する場合には、既存の冊子やホームページとの情報提供の役割を整理するとともに、掲載する情報の内容や方針、管理の方法などについて検討する必要があると考えております。そのため、マップの有効性を踏まえ、その必要性や実現可能性を見極めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（山野井　隆君）　杉山尊宣君。

○５番（杉山尊宣君）　ありがとうございます。ここまで、障害福祉に関する情報提供の現状と課題、情報アクセシビリティー、そして障害福祉サービスや事業所情報の充実について伺い、何点か提案をさせていただきました。今回の答弁から、市でも既に、しおりやホームページ、事業所一覧、児童通所サービスの冊子など、様々な方法で情報提供を行ってはおりますが、ホームページ上の課題や、利用者が分かりやすく理解でき、支援につなげるという意味では、まだ改善の余地があるのではと感じました。既にある取組をうまくつないでいただき、利用者の状況に応じて必要な情報に簡単に分かりやすくたどり着き、本人や家族が比較選択し実際の支援につながる情報提供へ進めていただきたいと思っております。

速報版・未校正

また、情報が最新のものである必要があると考えておりますので、県や国、事業所などから得られる最新の情報を基礎として、オンラインで随時更新できるような仕組みを構築していただいて、最新の情報を提供できる仕組み構築もお願いしたいと思います。ここまでやり取りした、様々な取組を一つ一つ進めることが、取手市障害者福祉計画に掲げる情報アクセシビリティ環境の整備を利用しやすいサービスへと具現化し、形にしていくことにつながると考えております。そこでここまでの議論と、今回の提案を踏まえまして、今後市として、障害福祉に関する情報提供をどのように充実させていく考えなのか、最後にお伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　健康福祉部長、飯山貴与子さん。

○健康福祉部長（飯山貴与子君）　お答えいたします。本市におきまして、取手市障害者福祉計画において、誰もが必要な情報を得て、利活用することができる、情報アクセシビリティ環境の整備を掲げております。この計画の理念を踏まえ、障がいのある方やその御家族が知りたい情報を迅速かつ円滑に取得でき、御自身に合ったサービスや支援を選択できるよう、利用者の視点に立った情報発信の在り方を整えていくことが重要であると考えております。今後は既存の取組をさらに充実させるとともに、ＡＩ活用の検討も含めまして、利用者の状況に応じた検索性の向上、情報の正確性を確保しながら、随時更新できる仕組みづくりなど、より一層、利用者の立場に立って、より分かりやすい情報提供の充実に努めてまいります。

○議長（山野井　隆君）　杉山尊宣君。

○５番（杉山尊宣君）　答弁ありがとうございました。今回の質問では、情報提供に課題があることを認識して、ホームページの見直しや情報提供の充実など、改善に向けた取組を御検討いただけると答弁がありました。障がい福祉の制度やサービスは、非常に多岐にわたっております。紙のしおりや、窓口、相談支援機関、ホームページ、そして先ほどお話ししたＡＩの活用など、それぞれの特性を生かしながら、必要な方が情報を見つけ、理解をし、誰もが自分に合った分かりやすい方法で、必要な情報へたどり着ける環境を、いま一度整えていただきたいと思います。まずは、先ほど御答弁にありましたが、既存の取組をさらに充実させていただいて、今回お話をさせていただいた提案も取り入れていただき、情報アクセシビリティーがさらに向上し、まさに利用者の立場に立った、取手市の障がい福祉のさらなる充実を期待をして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは次に、学校を応援する、ふるさと納税制度の創設について質問いたします。ふるさと納税は、自治体にとって財源確保の一つの手段であると同時に、その地域や取組を応援したいという寄附者の思いを形にする制度でもあります。近年では、返礼品を目的とした寄附だけでなく、この分野を応援したい、この取組に使ってほしいといった、寄附者の意思をより具体的に反映する仕組みも広がっております。その中で今回着目したのが、ふるさと納税を活用した学校への寄附制度です。学校は、現在通っている児童生徒や保護者だけでなく、卒業した後も多くの方にとって、自分が育った地域とのつながりや思い出を感じることのできる大切な場所です。進学や就職などによって取手市を離れた方の中に

速報版・未校正

も、自分の母校を応援したい、自分が育った地域の子どもたちを応援したいという思いを持つ方は少なくないのではないでしょうか。そうした思いを、ふるさと納税という仕組みを通じて、現在の学校や子どもたちへの支援につなげることができないかという視点から、今回は、現在の状況、先進自治体の状況、制度上の課題、制度実施の可能性について、順に伺ってまいります。

まず、現在の取手市の状況について伺います。現在、本市では、ふるさと取手応援寄附金として寄附を募り、寄附者の意向に応じて、様々な事業に活用しているものと認識しております。その中で、学校教育についても一定の活用がなされていると思いますが、今回提案する制度を考える前提として、現在ふるさと納税による寄附金が市立小中学校の教育活動や教育環境に、どのように活用されているのか、具体的な状況を伺います。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

財政部長、海老原輝夫君。

〔財政部長　海老原輝夫君登壇〕

○財政部長（海老原輝夫君）　杉山議員の御質問に答弁させていただきます。市立小中学校の運営や活動に対する、ふるさと取手応援基金の活用の状況について、お答えをさせていただきます。現在、市では、ふるさと取手応援寄附条例において、使途として、７つの事業区分を設定し、寄附の募集を行っております。その中の１つに、未来を担う子どもたちを応援する事業を定めており、学校教育に関する取組や、子ども真ん中社会の実現に向けた取組などは、こちらの使途として、頂いた寄附金を基金から充当し、実施をさせていただいております。本議会にて御審議をいただく令和７年度決算におきましても、児童生徒１人１台ずつのタブレットの更新費の財源として、約1.3億円、小中学校の工具や消耗品、教材などの財源として約6,000万円、また、学校図書の財源として約1,500万円など、様々な経費の財源として活用をさせていただいているところでございます。今後も、子どもたちのために使ってほしいという寄附者の御意向に沿って、頂いた寄附金を有効活用するとともに、多くの方々から、このような御寄附に御賛同をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

〔財政部長　海老原輝夫君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　杉山尊宣君。

○５番（杉山尊宣君）　現在もタブレットや教材、学校図書など、子どもたちの教育にふるさと納税が活用されていることが分かりました。一方で、現在の仕組みでは、寄附者は未来を担う子どもたちを応援する事業という大きな使途を選択する形で、特定の学校やその学校が取り組みたい具体的な事業まで選択する仕組みではありません。今回私が提案したいのは、母校応援型の学校を指定する寄附制度の創設です。それでは、先進自治体の状況について伺ってまいります。今回、私自身も複数の自治体の取組について調査を行いました。特に、同じ茨城県内で問合せたところ、茨城県内で初めて小中学校への学校応援寄附金制度を開始した笠間市については、担当課から直接、創設の経緯や具体的な運用方法について話を伺いました。笠間市では、以前から、個人の方から学校で活用してほしいという特定寄附が寄せられていたことに加えて、市議会での一般質問も一つの契機となり、

ふるさと納税を活用して学校を応援する仕組みを開始したとのことです。特徴的なのは、寄附者が思い入れの学校を選択できる一方で、学校ごとの寄附額をそのまま各学校の予算に直結させていない点であります。学校の規模や歴史・卒業生などによって寄附額に差が生じる可能性を考慮し、寄附金を教育部全体の備品購入費として充当して、各学校からの要望に基づいて予算を配分することで、公平性にも配慮している設計となっています。また、現在では、学校側に寄附募集や卒業生のＰＲなどを求めず、財政やふるさと納税担当者、教育委員会が役割を分担して運用をしています。さらに、条例改正や新たな要綱の制定を行わず、既存のふるさと納税制度と委託業務の範囲内で仕組みを構築しており、大きな追加経費を必要とせず制度を開始している点も参考になると感じました。

一方、全国を見ると、指定した学校の教育活動へ、より直接的に寄附を活用する自治体や学校が具体的なプロジェクトを示して寄附を募る自治体、学校指定と全体支援を組み合わせる自治体など、様々な制度があります。そこで本市では、こうした学校を応援する、ふるさと納税について、どのような先進自治体の取組を比較し、それぞれの特徴をどのように評価しているのでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君）　お答えさせていただきます。今回、杉山議員からこういった御質問をいただいたことを契機としまして、私どものほうでも幾つかの先進事例の取組を確認させていただきました。ただいま御紹介いただきました笠間市では、各学校の校章を袋に表示したお米を返礼品として寄附を募集するということで、既存のふるさと納税の仕組みを活用した学校支援を行っております。ほかに、同じ公立の小中学校への支援でも、川崎市では、各学校へのふるさと納税を返礼品のない特別メニューとして、教育委員会が直接受け付けをして、各学校の予算に上乗せして配分するという方法を取っていました。また、市立の小中学校に限らず、私立の学校や大学への支援を行っている自治体もあり、水戸市や高槻市では、独自の要綱などを制定、運用して、ふるさと納税を活用した大学への補助を行っております。いずれも学校等を指定して寄附を募集するという点は共通してはおりますけれども、その対象の範囲、返礼品の有無、学校側での使途の選定や、予算計上の方法、手続などは様々、異なる点がございました。各自治体でこういった制度を創設する目的やきっかけ、事情は様々あり、それによって様々な仕組みがここに生まれているものというふうに捉えております。取手市でも、各ほかの自治体の事例を参考としつつ、どのような取組が可能かを模索していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　杉山尊宣君。

○５番（杉山尊宣君）　私も先進自治体を比較して感じたのは、学校指定型やプロジェクト型というように、限定的に設計を考える必要はないのではないかと感じました。

〔〔５番　杉山尊宣君、資料を示す〕

○５番（杉山尊宣君）　１つ資料です。先ほど答弁にもありましたけども、こちらが川崎市の学校ふるさと応援寄附金ということで、ホームページにこういうふうに載っております。学校のＰＲと言いますか、いつ周年が――今年、周年ありますよみたいなのも載ってたりとか、いろいろ情報があるようです。川崎市では、寄附者が希望する市立学校を指定

することができて、寄附金は指定された学校の課題解決や独自の取組に活用されていました。また、横浜市でも、寄附者が希望する市立学校を指定することができ、指定がない場合には、事務局が寄附先の学校を選定する仕組みになっておりました。このように、母校や応援したい学校を指定する――指定した学校の教育活動に寄附を反映する、学校指定がない場合にも教育全体を支援できるなど、様々な仕組みがあります。こうした事例を見て、必ずしも１つの方式に限定するのではなく、母校を応援したい、特定の学校の教育活動を応援したい、特定の学校だけでなく取手市の教育全体を応援したいという、異なる寄附者の思いを受け止める制度設計も、可能ではないかと考えております。本市においても、１つの方式に限定せず、複数の制度を比較しながら、取手市に最も適した仕組みを検討していくことについて、市の見解を伺います。

○議長（山野井　隆君）　財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君）　お答えさせていただきます。様々な方法の御提案をいただきました。ありがとうございます。おっしゃるとおり、寄附者は人によって様々な思いがあり、学校を指定したいという方もいらっしゃれば、逆に指定をしたくない、むしろ活動を指定したい――それはしたくないという方も、様々いらっしゃるだろうというふうに考えております。制度の検討に当たりましては、そういった様々な思いの十分な受皿となれるような、幅の広い仕組みにしていく必要があります。ただ、一方では、幅を広げようとし過ぎると、制度の趣旨がぼやけてしまったり、複雑化してしまうという原因ともなりかねません。既に制度を運営している各自治体でも、それぞれの状況に応じて、ある程度幅を持たせた取組にしていることが多いだろうというふうに認識をしております。いずれの方法も、それぞれによい部分もあれば、一部には欠点もあるのではないかなというふうに感じております。そういった先進自治体の状況を調査しつつ、では取手市に合った方法はどんなものなのか、検討していく必要があるものというふうに考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　杉山尊宣君。

○５番（杉山尊宣君）　それでは、次に制度上の課題について伺います。学校への寄附制度を実施する場合、制度をつくること以上に、その後どのように運用するかが重要になってくると思います。特に学校の規模や歴史、卒業生数などによる、寄附額の違い、学校現場の負担、寄附金の使途や予算化など様々な論点が考えられると思います。また、寄附額の違いによって、子どもたちが受ける基礎的な教育環境に差が生じるようなことがあってはならないと考えております。学校現場についても寄附を集めるために、教職員が営業活動や広報活動を担うような制度にすることは避ける必要があると思っております。そこで、本市としてこの制度を実施する場合に、どのような課題があると認識しているのかお伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君）　お答えさせていただきます。議員ご指摘のとおり、こういった学校を指定した寄附の募集や寄附金活用制度の創設に向けては、幾つかクリアしなければならない課題があるかなというふうに、感じております。まずは、学校ごとに寄附を募る仕組みを導入した場合には、学校の規模や歴史などの違いにより、集まる寄附金に差が

生じる場合が考えられ、結果として、各学校の教育環境に差が生じてしまうという可能性もあります。この点に関しましては、ベースとなる教育環境は、寄附の有無や多寡にかかわらず、しっかりと確保されており、こういった寄附は、さらなるプラスアルファのために用いられるものであるということをきちんとお示ししながら進める必要があるというふうに考えております。教職員の方々の負担につきましても、今、教育現場の負担軽減は全国的な課題となっている一方で、こういった寄附を募る際には、保護者やＯＢ・ＯＧへのＰＲ活動が最も効果的であろうというふうに考えております。先ほど杉山議員からお話あったように、学校側に大きな負担をかけることなく、ターゲット層に周知している方法を考えていく必要もあるのかなというふうに考えております。

また、これは制度上の課題というわけではございませんが、これら以外にも制度の具体化に向けては、返礼品の有無、使途の決定方法、予算化の時期や手法など、様々な観点での検討が必要にもなってまいります。創設に当たりましては、学校や保護者に不公平感がなく、また、寄附者には納得感があり、学校現場に負担が少なく、なお、何よりも子どもたちのために、寄附金を有効活用できる仕組みにするために、丁寧に検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　杉山尊宣君。

○５番（杉山尊宣君）　今、御答弁にありました「公平性」ということについて、全国でも様々な工夫がされております。例えば名古屋市では、寄附者が学校を指定できますが、寄附額の全額を指定校に配分するのではなく、原則７割を指定された学校の運営予算として活用して、残りを全市小中学校の――市立学校の教育活動の支援に活用しています。この設計は、寄附者の「この学校を応援したい」という思いを尊重しながら、同時に、全体としての公平性にも配慮している制度であると考えております。一方で、指定校への寄附を全額その学校に活用して、学校指定のない寄附を教育委員会が全体に配分する、２本立てを組むという方法も考えられます。こうした先進自治体の配分方法も参考にしながら、寄附者の納得感と学校間の公平性を両立する制度を検討することは可能ではないかと思いますが、市の考えを伺います。

○議長（山野井　隆君）　財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君）　お答えさせていただきます。御指摘のとおり、寄附の多寡によって教育環境に大きな差が生じることを避けるためには、御提案のあったような、各学校への寄附のうち、何割かは学校教育全体に用いることとしたり、学校を指定しない、学校教育全体への寄附の受皿を設定したりといった方向性が有効と考えております。また、先ほど御答弁申し上げましたとおり、ベースとなる基本的な教育環境は、寄附がなくてもしっかりと整えており、通常のふるさと納税を用いて、さらなる教育環境の整備も進めているところでもございます。そういった部分も踏まえた上で、どの程度の割合を全体に配分し、どの程度各学校に配分し、どのように使っていただくかを検討していく必要もあるというふうに考えております。加えまして、寄附の募集には、決済の手数料やポータルサイトへの委託料なども発生してくることになります。実際に、先ほど御紹介した水戸市や高槻市では、そういった点を踏まえまして、寄附額の７割を学校を支出するということに

しているようでございます。また笠間市では返礼品を送っていますので、それらの経費を差し引いて、寄附額の半額を学校に活用する仕組みというふうにしているというふうに伺っております。事務的な論点にはなりますけれども、配分方法の検討に当たりましては、この点の留意も必要ではないかなというふうに考えています。以上です。

○議長（山野井　隆君）　杉山尊宣君。

○５番（杉山尊宣君）　ありがとうざいます。ここまで、いろいろ伺ってまいりましたが、最後に、制度実施の可能性について、お伺いいたします。ここまで、現在の状況や先進自治体の事例、そして制度上の課題について伺ってきました。私は、この制度には３つの大きな意味があると考えております。

１つ目は、愛郷心の醸成です。自分が育った学校や地域を応援することによって、卒業した後も取手市とのつながりを持ち続けてもらう、寄附を通して改めて母校や地域を思い出してもらい、取手市への愛着をさらに深めることにつながると思います。

２つ目は、将来的なＵターンにつながる可能性です。取手市を離れた方に対して、いつか戻ってきてくださいと単にお願いするだけでなく、母校や地域を通じて、継続的に取手市に関わっていただく、その中で学校や地域の現在の姿――子どもたちの活動を知っていただくことで、取手市との距離を近く保ち、将来、生活の場を考えたときに、再び取手市を選んでいただく一つのきっかけになる可能性もあると思います。

そして３つ目は、何よりも、子どもたちの教育現場の充実です。この制度の最も大切な目的は、寄附を活用して、子どもたちの教育活動をより豊かにすることです。学校ごとの特色ある教育や？図書？・芸術・文化・スポーツ・探究活動・地域連携など、通常の教育予算では実現しにくい、新たな取組を後押しすることができれば、子どもたちにとって大きな価値があります。

それでは、本市として、この制度をどのように評価しているのでしょうか。また、今後の制度実施の可能性について、最後に市の見解を伺います。

○議長（山野井　隆君）　財政部長、海老原輝夫君。

○財政部長（海老原輝夫君）　お答えさせていただきます。今回、御提案をいただいた取組につきましては、市民の皆様や、今取手にお住まいでなくても、取手の小中学校を卒業したＯＢ・ＯＧの皆様の愛郷心や愛校心を子どもたちの教育環境向上へとつなげていく一つの手法として、非常に有意義であると感じているところでございます。また、返礼品のあるほかの自治体への寄附をお考えの市民の方が、子どもが通う学校や、自分が通った母校への寄附として、取手市に御寄附をいただくことにつなげられる可能性もあり、この取組は効果的ととらえております。一方で、制度の具体化に当たりましては、運用面や公平性の担保、関係機関との調整など、先ほどご答弁申し上げたような、様々な課題もございます。こうした様々な課題を整理した上で今後、教育委員会や学校とも協議を行いまして、連携を図りながら、取手市として、よりよい形となるように、検討を進めていきたいと考えております。

○議長（山野井　隆君）　杉山尊宣君。

○５番（杉山尊宣君）　ありがとうございます。今回の質問を通して、全国では、様々な

速報版・未校正

制度が実際に運用されていること、制度化には整理すべき課題がある一方で、その課題についても、先進自治体では様々な方法で対応していることが確認できました。自分が育った学校や町を応援することで、愛着を持ち続けてもらい、市外に出た卒業生ともつながりを持って、いつか取手市へ戻っ戻ることを考えていただく一つのきっかけにしていく、そしてその思いを、現在の子どもたちへとつないで、教育現場をさらに充実させていく。私は、この制度には大きな価値があると考えております。一方で、先ほど課題に挙がっていましたが、学校間で過度な競争を生む制度や、教職員に寄附集めの負担を求める制度とならないよう、通常の教育環境については、市が責任を持って必要な予算を確保した上で、寄附金は子どもたちの学びをさらに豊かにするために活用する、という前提も重要だと考えております。そして、寄附者に対しても、どのように寄附が活用されて、子どもたちにどのような効果があったのかを丁寧に説明していく、伝えていく制度にしていくことで、制度自体も育っていき、持続可能なものになると考えております。私も、ＰＴＡ活動やコミュニティ・スクール等で学校と関わる機会が多くあり、様々な声を頂くことがあります。近年のＰＴＡの在り方にも様々な変化があったり、これまでにない課題が生まれている現状も踏まえて、保護者だけでなく、ＯＧ・ＯＢの御協力も頂くことで、快適な子どもたちの教育環境のさらなる充実を図っていけるのではと考えております。先進自治体の取組を十分に研究しながら、取手市の最も適した制度をつくっていただきたいと思います。こどもまんなかを力強く掲げている取手市だからこそ、ぜひ、できるだけ早い創設に向けて、各部署で連携して、制度の実現を見据えた、一歩踏み込んだ具体的な検討を進めていただくことをお願いをし、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山野井　隆君）　以上で、杉山尊宣君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後　時　分散会

速報版・未校正